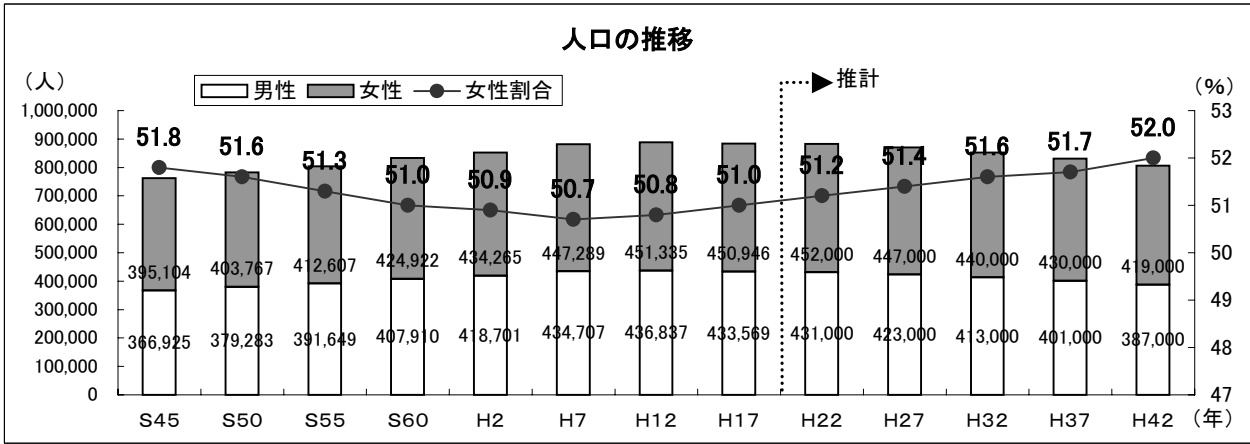


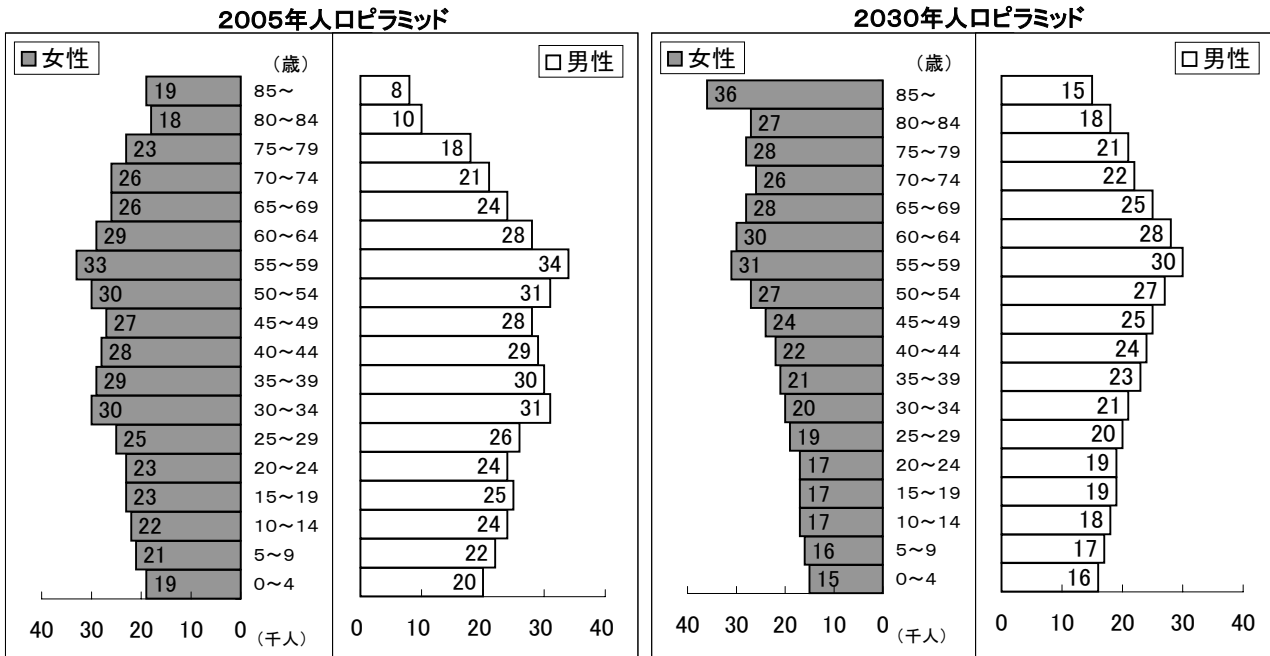
## IV 參考資料

# 1 山梨県のデータ

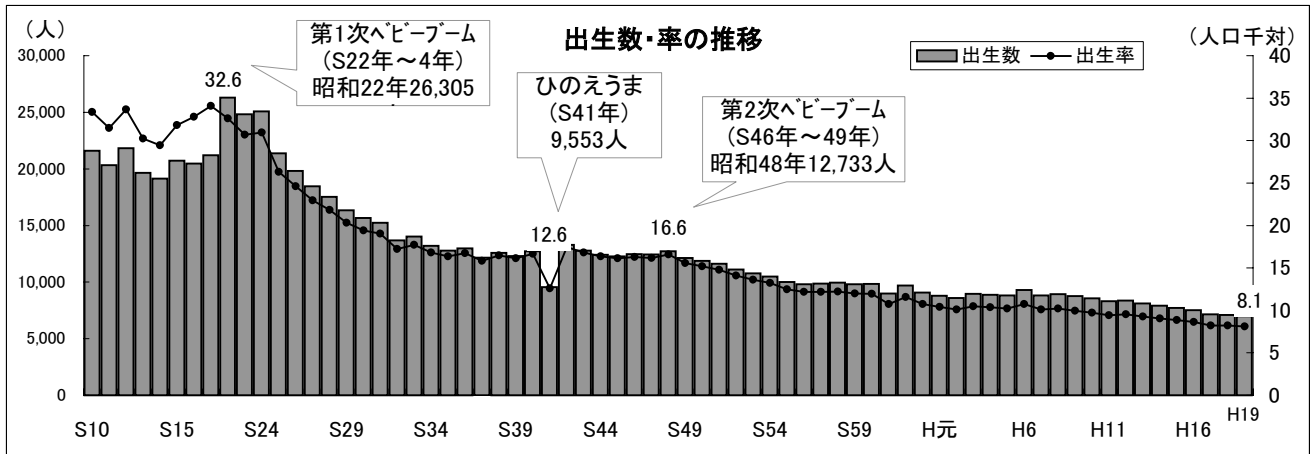
人口は、今後減少傾向と推計されていますが、一方で、女性の占める割合は、高くなっていくと推計されています。



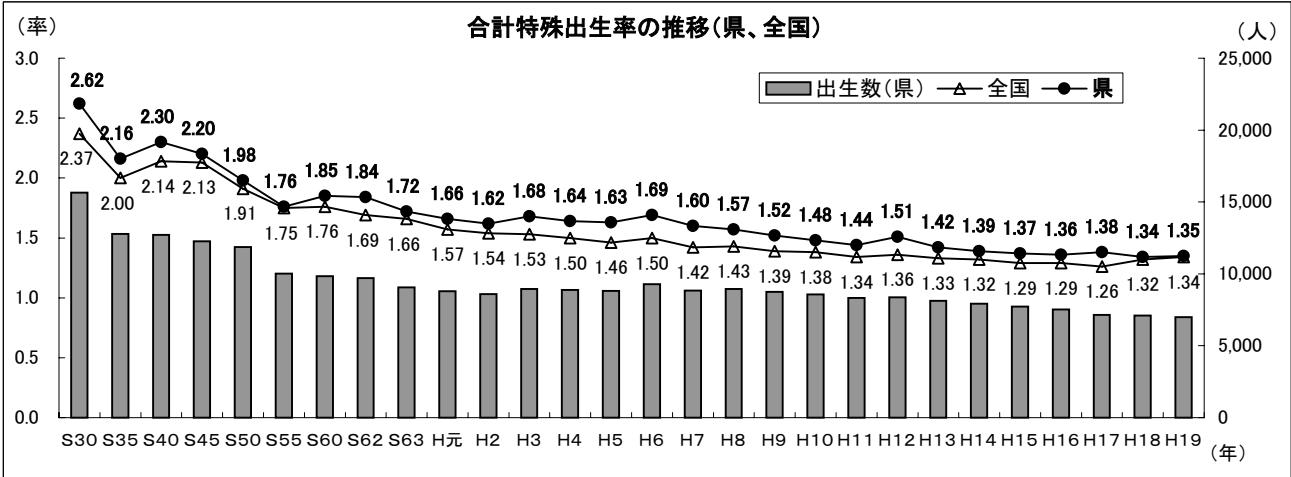
「団塊の世代」及び「団塊ジュニア世代」の年齢層でふくらみがみられます。2030年には、女性の高齢者が増加し、逆ピラミッドに近くなると予想されています。



戦後の第1次ベビーブームのS22年には、出生率32.6%だったが、S25年以降、急速に低下し、ひのえうまのS41年には、12.6%と低かったものの、その後はしばらくはゆるやかに減少しました。第2次ベビーブームの16.6%(S48年)以降減少が続き、H19年には8.1%となっています。

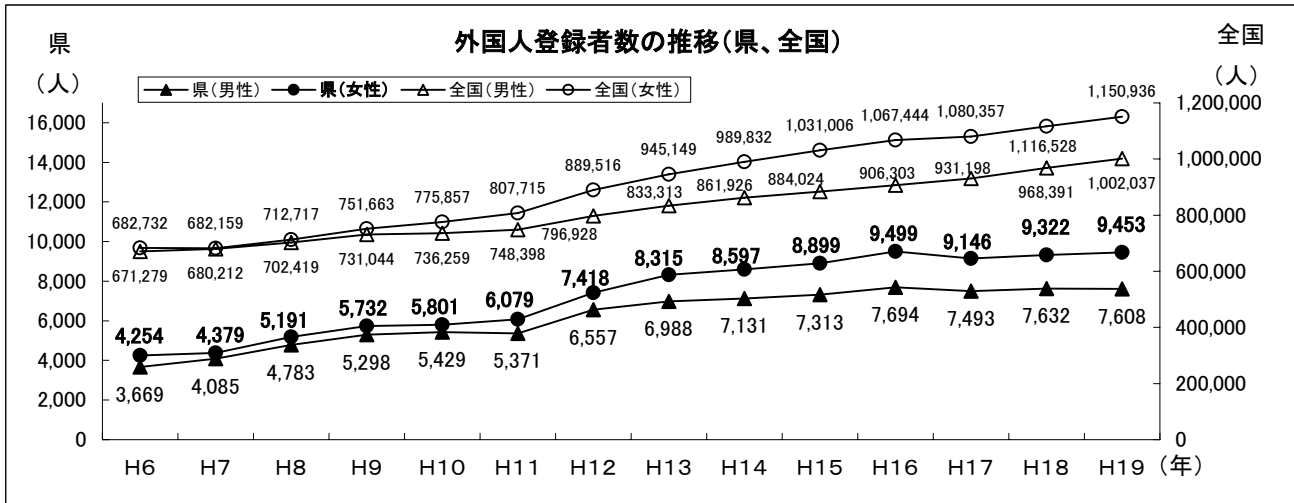


合計特殊出生率が、2.08を下回ると将来の人口は自然減となると言われています。  
 H19年は、全国では1.34と前年の1.32を上回り、前年に引き続き上昇し、本県では1.35と前年に比べ若干上回りました。



※合計特殊出生率 (資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)  
 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。合計特殊出生率=(母の年齢別出生数/年齢別女性人口)×100(15~49歳までの合計)

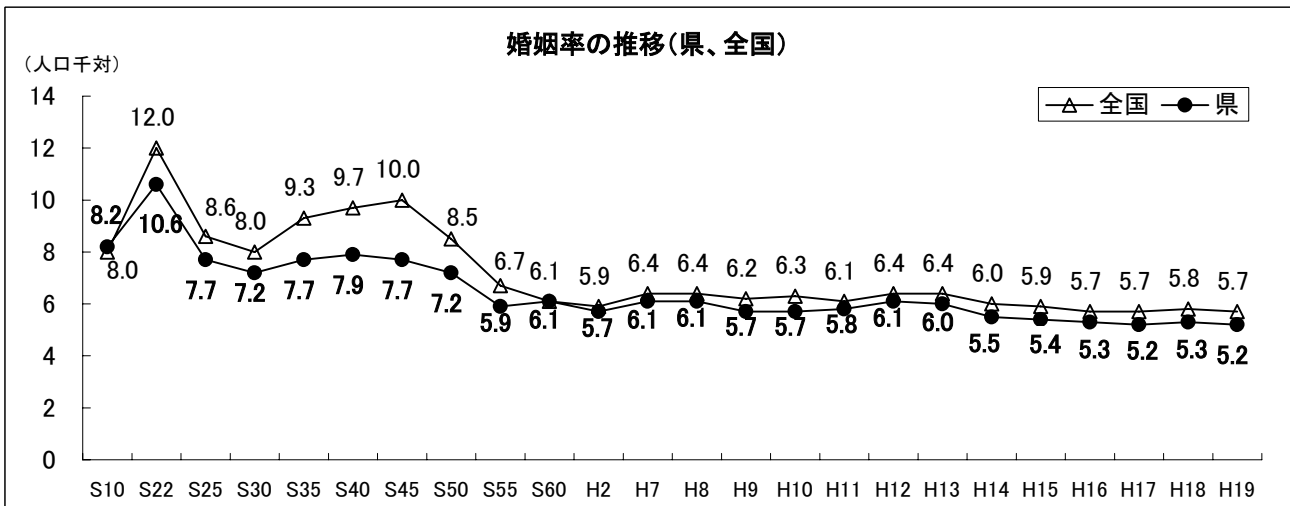
山梨県、全国ともに増加傾向にあります。県はH17年に減少しましたが、ふたたび増加に転じています。



(資料:法務省「在留外国人統計」)

婚姻率は、国・県ともに微減し、前々年と同じ値になりました。

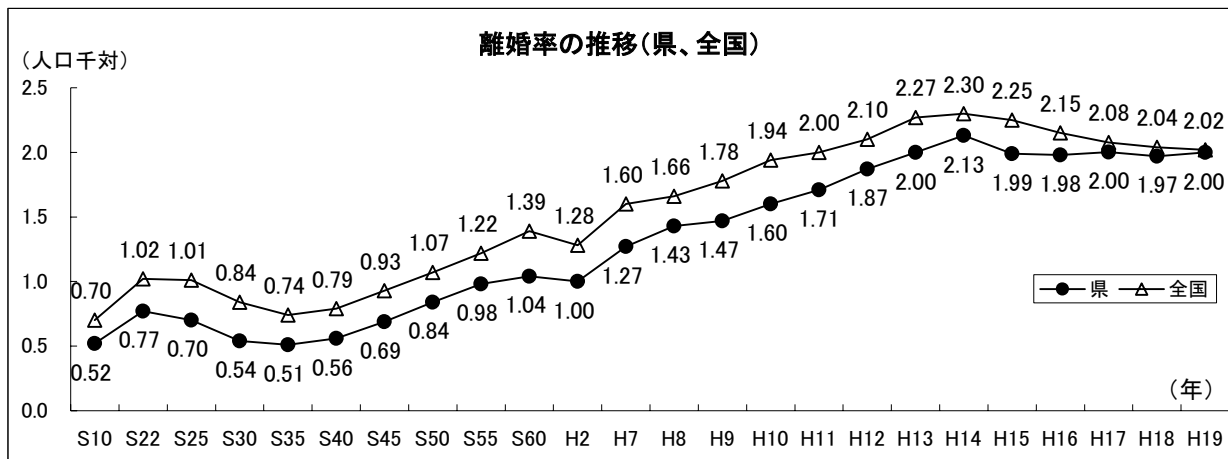
※婚姻率=(年間婚姻届出件数/10月1日現在日本人人口)×1000



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)

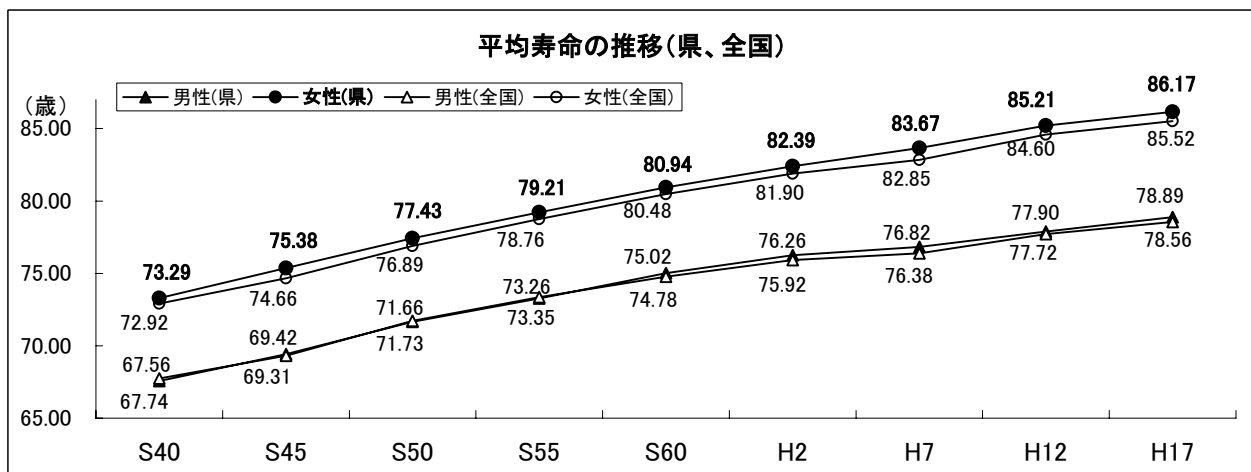
離婚率は、前年に比べ国は減少しましたが、県は微増し、再び2%台になりました。

※離婚率 = (年間離婚届出件数 / 10月1日現在日本人口) × 1000



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」)

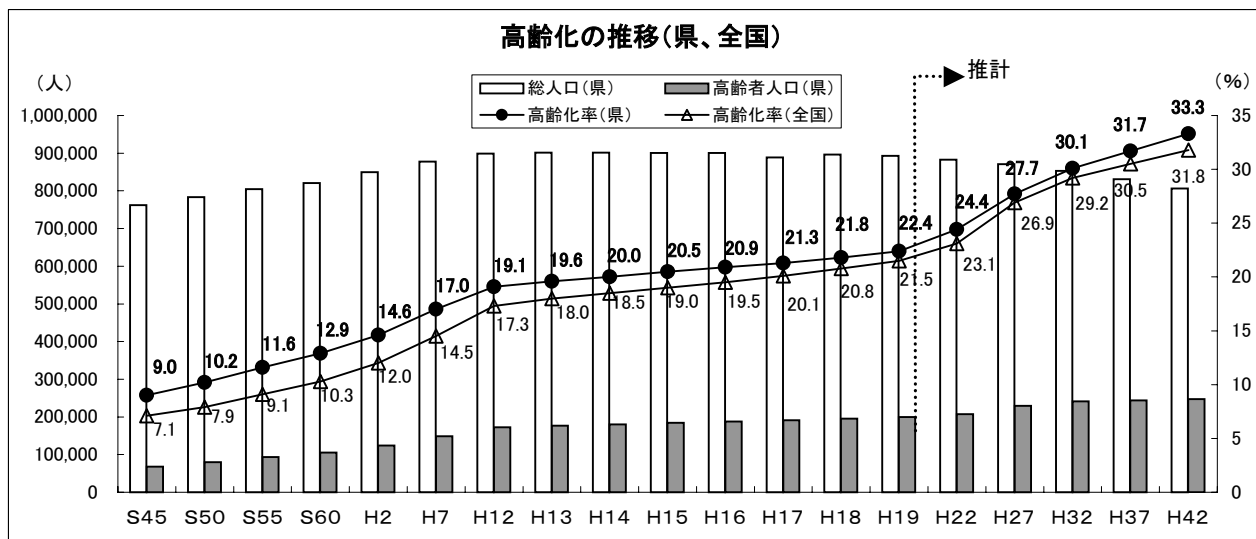
平均寿命は、男女とも全国を上回っていますが、依然として男女差があります。



(資料:厚生労働省「簡易生命表及び完全生命表」)

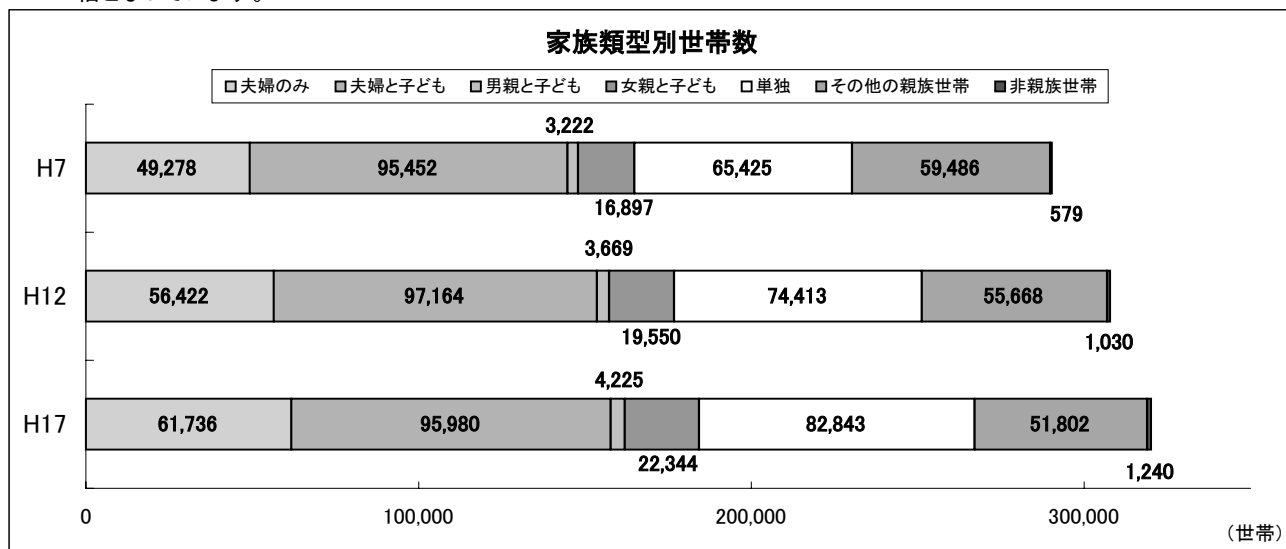
H19年の高齢化率は、本県22.4%、全国21.5%であり、依然として本県は全国に比べて高齢化が進んでいる状況にあります。

※高齢化率 = 65歳以上高齢化人口 / 総人口 × 100



(資料:長寿社会課「平成20年度高齢者福祉基礎調査」等)

H7年と比較すると、H17年は、夫婦のみの世帯、男親と子どもの世帯、女親と子どもの世帯及び単独世帯が、いずれも1.3倍となっています。

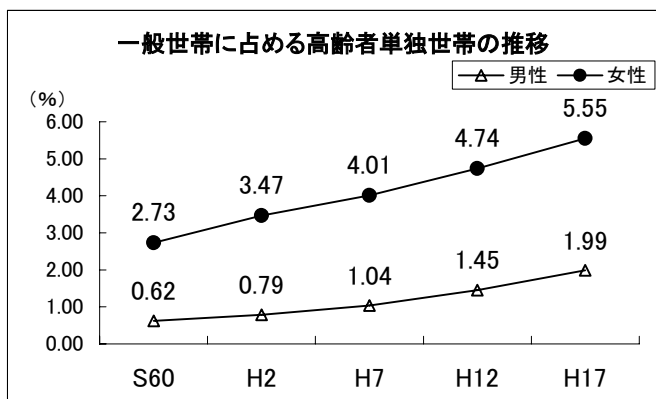


(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)

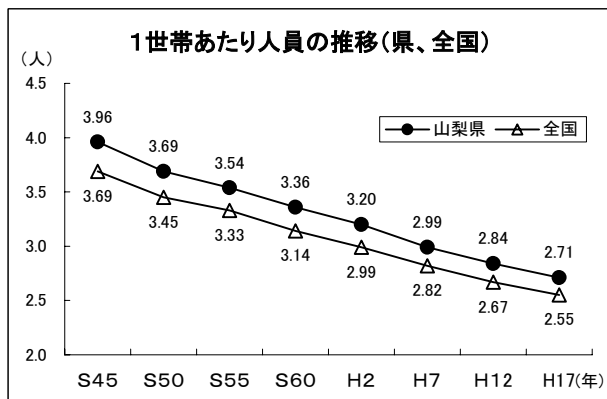
65歳以上の高齢者単独世帯が増加傾向にあり、S60年と比較すると、男性が3.2倍、女性が2倍となっています。

H17年 男性6,367人、女性17,755人

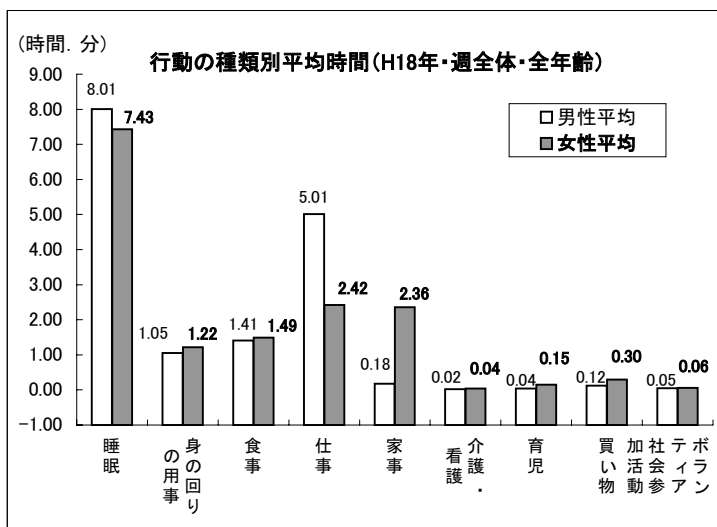
1世帯あたり人員は、全国の数値を上回っているものの、減少傾向を続けており、S45年と比較すると1.25人の減少となっています。



(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)



(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)



※全年齢=10歳~65歳以上までの全体

(資料:総務省統計局「H18社会生活基本調査報告」)

### 「仕事時間」

週全体・全年齢の平均仕事時間は、男性が5時間1分、女性が2時間42分となっていて、H13年調査よりも減少しています。

しかし有業者に限ってみると、男性7時間1分、女性4時間59分と、H13年の調査結果(男性6時間30分、女性4時間37分)と比べ、仕事時間が大幅に増加しています。

### 「家事・育児などの家事関連時間」

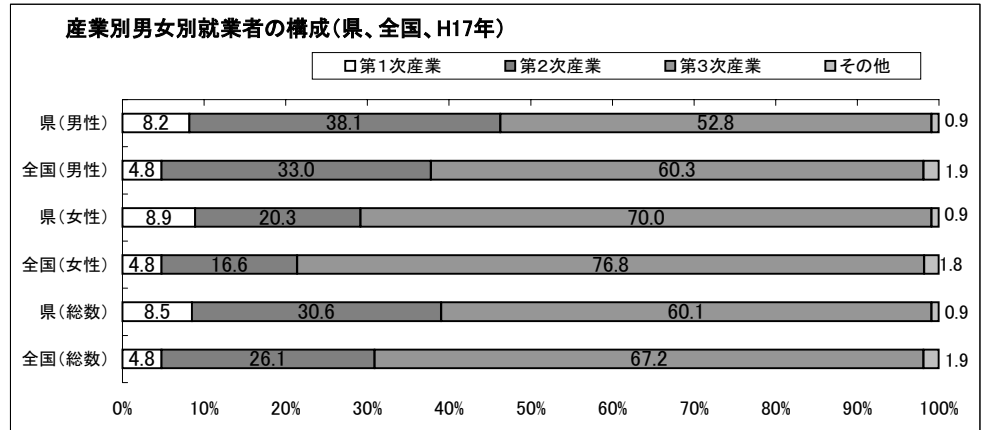
週全体・全年齢の平均家事時間は、男性18分に対し女性2時間36分、育児時間は、男性4分に対し女性15分となり、H13年の調査結果(家事:男性12分、女性2時間40分、育児:男性2分、女性21分)に比べ、いずれも男性が増え、女性が減っています。

家事関連時間(家事、介護・看護、育児、買い物)を合計すると、男性36分、女性3時間25分となり(H13年調査では男性26分、女性3時間23分)、全体的に男女差が縮小されてきています。

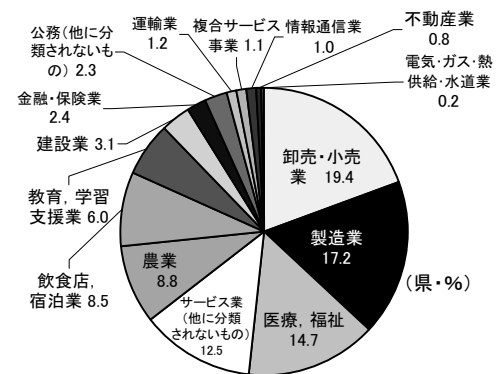
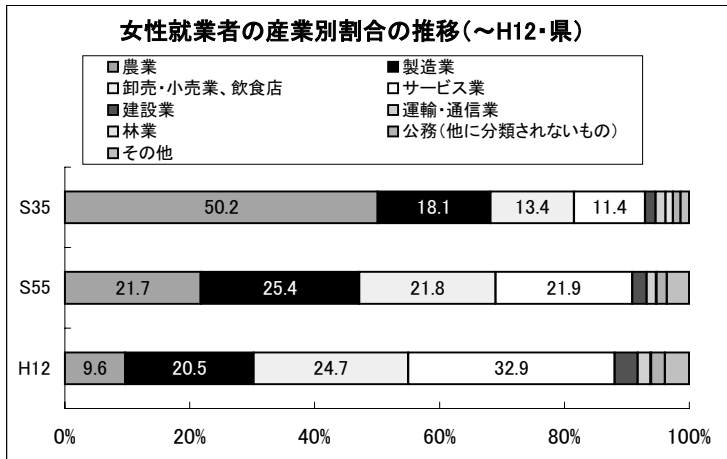
山梨県全体を全国の数値と比較すると、第1次産業と第2次産業の割合が多くなっています。

女性の産業別割合を見ると、S35年には「農業」従事者が50.2%を占めていたのに対し、H17年には「卸売・小売業」「製造業」「医療・福祉」「サービス業」などに分散し、多様化してきています。

第1次産業 農業、林業、漁業  
第2次産業 鉱業、建設業、製造業  
第3次産業 上記以外の産業



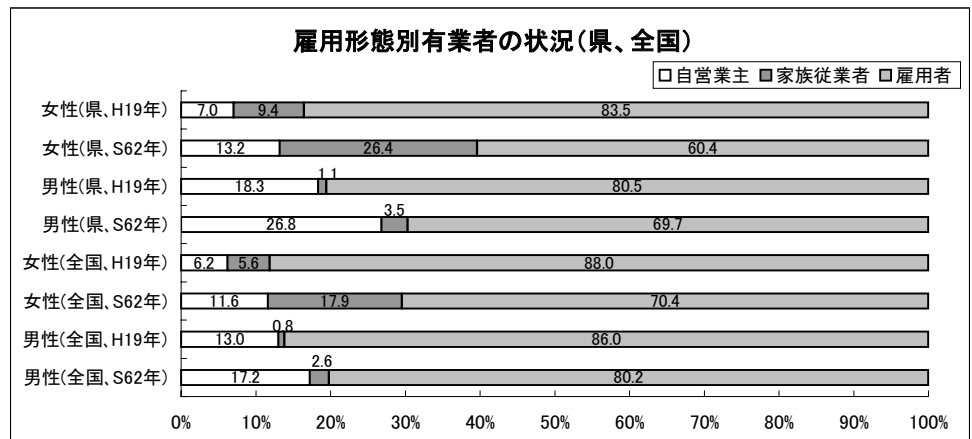
(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)



女性の産業別就業状況(H17国勢調査結果)

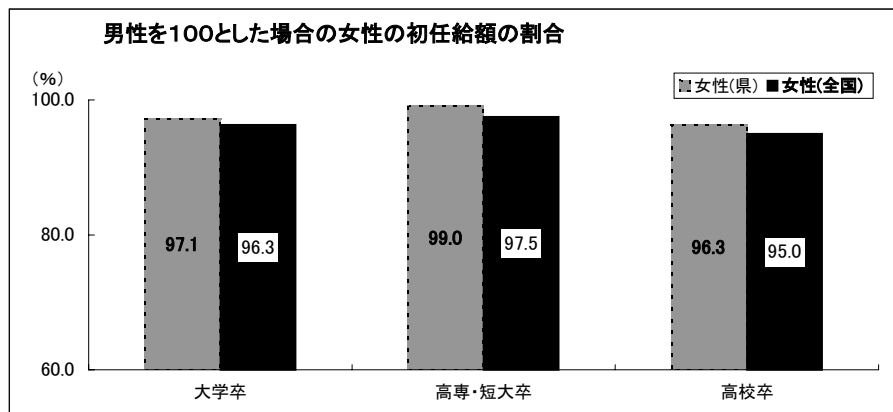
(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)

S62年と比較すると、男女とも「雇用者」の割合が増加しており、8割を超えています。



(資料:総務省統計局「就業構造基本調査報告」)

女性の初任給を比較すると、本県、全国ともに、男性より低い状態ですが、本県の方が格差は小さいです。

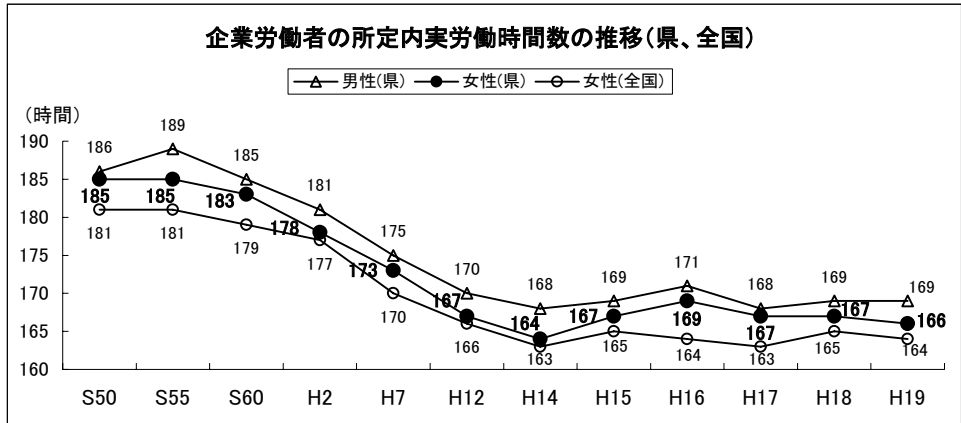


(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

本県、全国ともに減少傾向にありましたが、H14年からH19年にかけては、わずかな増減はありますが、ほぼ同じ状況です。

※労働者一人あたりの1ヶ月間の平均値

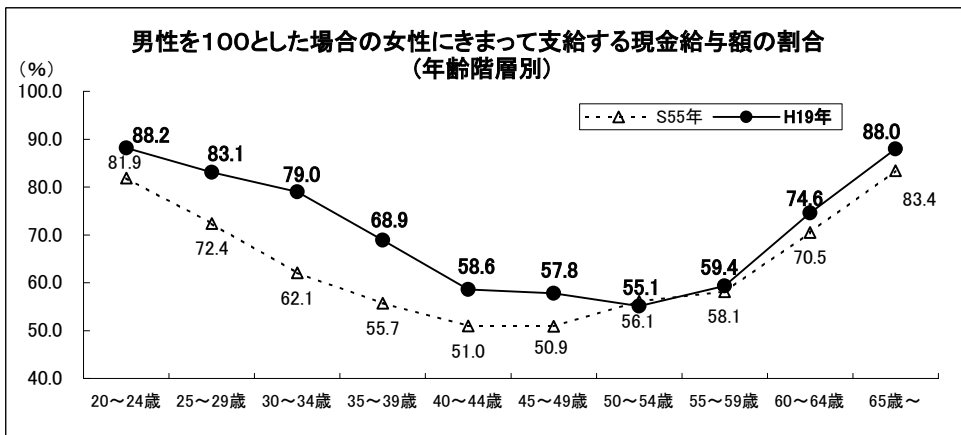
※所定内実労働時間数＝総実労働時間(実際に労働した時間)－超過実労働時間(就業規則等で定められた時間以外に実際に労働した時間数)



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

S55年と比較すると、男性に近づいてはいますが、35歳から59歳までは、男性の7割以下となっています。

※「きまって支給する現金給与額」とは、就業規則等であらかじめ定められている支給条件、算定方法によりその月分として支給される控除前の現金給与額

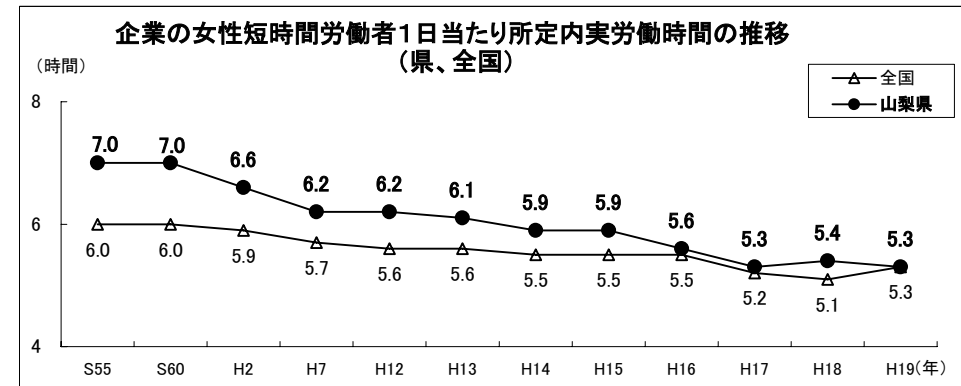


(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

本県は、一日当たりの所定内実労働時間が全国より長い傾向がありましたが、前年から微減し、H19年は全国と同時間になりました。

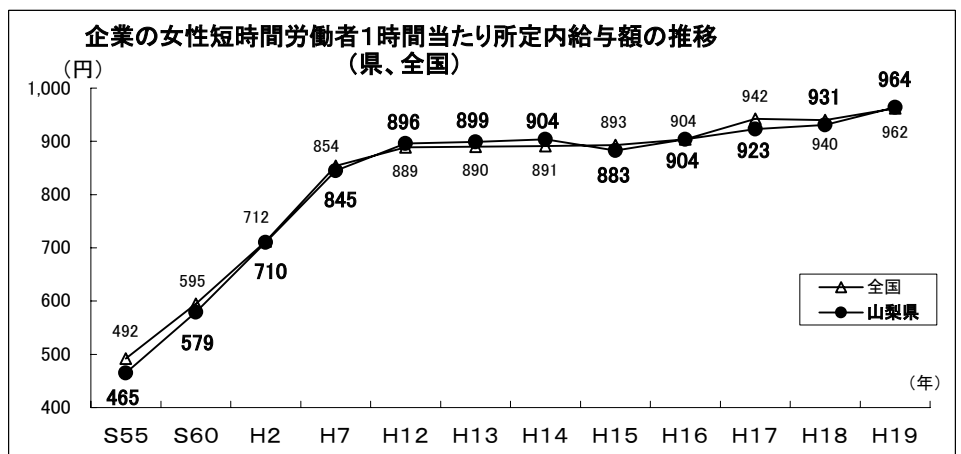
※「短時間労働者」は、H16年調査まで「パートタイム労働者」として調査していたものと定義は同じ

※「短時間労働者」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

1時間当たりの所定内給与額は、H15年は減少しましたが、H16年は増加に転じ、H19年は、全国を5年ぶりに上回りました。



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「賃金構造基本統計調査報告」)

## 2 男女共同参画に関する国内外の動き

世界の動き	西暦	和暦	日本の動き	県の動き
	1945	S20	・「衆議院議員選挙法」の改正公布 (初めて婦人参政権実現)	
・国連経済社会理事会の中に婦人の地位委員会設置	1946	S21	・「日本国憲法」の公布 ・戦後第1回衆議院議員選挙 (女性議員39人当選)	
	1947	S22	・第1回参議院議員選挙 (女性議員10人当選)	・第1回参議院議員選挙(平野成子氏当選)
・「世界人権宣言」採択 (第3回国連総会)	1948	S23		
・「女子に対する差別撤廃宣言」採択 (第22回国連総会)	1967	S42		
・国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の十年」宣言(1976~1985)	1975	S50	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題担当室設置	
	1976	S51	・民法等の一部改正施行 ①離婚後の氏関連法の改正 ②婚姻事件の管轄裁判所 ③嫡出子出生の届出順位	
	1977	S52	・「世界行動計画」を受けて 「国内行動計画」策定(~S61)	
	1978	S53		・2月定例県議会 「婦人問題企画推進に関する請願」採択 ・県民生活局に婦人問題担当窓口設置 ・婦人問題庁内連絡会議設置 ・山梨県婦人問題懇話会設置
・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」 (130カ国日本を含む)採択 (第34回国連総会)	1979	S54		・「婦人問題に関する意識と実態の調査」実施
・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	1980	S55	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名	・青少年婦人対策課を設置 ・12月県議会 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を求める請願採択
・ILO総会(ジュネーブ)で「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」 (156号)採択	1981	S56	・「民法及び家事審判法」の一部改正 (配偶者の相続分1/3→1/2) ・「国内行動計画」後期重点目標策定	・「山梨県婦人行動計画」策定 ・市町村事務分掌規則(準則)一部改正 (婦人行政の総合企画及び調整に関すること を加え、婦人行政の事務分掌を明確化) ・山梨県女性関係行政推進会議設置
	1982	S57		・山梨県情報誌「ふじざくら」創刊
	1984	S59		・総合婦人会館開館
・「国連婦人の十年」世界会議開催 (ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略」採択	1985	S60	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	・青少年婦人対策課を青少年婦人課に改称 ・第1回山梨県婦人のつばさ海外研修事業実施
	1987	S62	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(~H12)	
	1988	S63		・初の県議会女性議員に宮沢栄子氏当選
	1989	H元	・学習指導要領の改定 (高等学校家庭科の男女必修等)	・「婦人問題に関する意識と実態の調査」実施
・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略に関する第1回見直しと 評価に伴う勧告及び結論」採択	1990	H2		・富士女性センター開館
	1991	H3	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 ・「育児休業法」公布	・「やまなし女性いきいきプラン」策定 ・「やまなし女性いきいきプラン推進懇話会」設置
・環境と開発に関する国連会議開催 (リオデジャネイロ)	1992	H4	・初婦人問題担当大臣誕生	・青少年婦人課を青少年女性課と改称 ・青少年女性課内に女性政策室を設置

国際婦人の十年



世界の動き	西暦	和暦	日本の動き	県の動き
・国連世界人権会議開催(ウィーン)	1993	H5	・中学校での家庭科の男女必修実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行	・やまなし女性人材バンク設置 ・女性いきいきアドバイザー設置
・「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議開催(ジャカルタ) ・国際人口・開発会議開催(カイロ)	1994	H6	・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校での家庭科の男女必修実施	
・第4回世界女性会議開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	1995	H7	・「ILO156号条約」(家族的責任条約)批准 ・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	
	1996	H8	・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・峡南女性センター開館 ・県女性団体協議会設立
	1997	H9	・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」の公布	
	1998	H10	・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法についてー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申	・「やまなしヒューマンプラン21」策定 ・山梨県男女共同参画推進本部設置 ・やまなしヒューマンプラン21推進懇話会設置 ・やまなしヒューマンプラン21推進旬間設定 ・総合婦人会館を総合女性センターに改称
	1999	H11	・「 <b>男女共同参画社会基本法</b> 」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布施行 ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	
・国連特別総会女性2000年会議開催(ニューヨーク)	2000	H12	・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」答申 ・「 <b>男女共同参画基本計画</b> 」策定	・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施
	2001	H13	・「 <b>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</b> 」(DV法)公布、施行 ・男女共同参画会議設置 ・内閣府に男女共同参画局設置 ・第1回男女共同参画週間	
	2002	H14		・「 <b>山梨県男女共同参画推進条例</b> 」制定 ・「 <b>山梨県男女共同参画計画(ヒューマンプラン)</b> 」策定 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画課設置 ・男女共同参画推進リーダー設置(女性いきいきアドバイザー終了)
	2003	H15	・次世代育成支援対策推進法施行	
	2004	H16	・「DV法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」策定	・女性センター(総合、峡南、富士)を統合し、男女共同参画推進センターに名称変更 ・やまなし女性リーダー養成海外研修事業実施(終了)
・第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)(ニューヨーク)	2005	H17	・「 <b>男女共同参画基本計画(第2次)</b> 」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「 <b>山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画</b> 」策定 ・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施 ・やまなし女性チャレンジ支援ネットワーク会議設置 ・やまなし女性未来塾実施
・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	2006	H18	・「男女雇用機会均等法」改正	・「 <b>第2次山梨県男女共同参画計画</b> 」策定
	2007	H19	・「DV法」改正 ・DV基本方針改定	・「やまなし女性の知恵委員会」設置 ・「山梨県男女共同参画企業懇話会」開催
	2008	H20	・「女性の参画加速プログラム」策定	・「 <b>第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画</b> 」策定

### 3 関係法令

## 「山梨県男女共同参画推進条例」

平成14年3月28日公布・施行  
平成14年 山梨県条例 第1号

すべての人は、法の下に平等であり、個人として尊重されなければならない。  
山梨県においては、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえ、性差別をなくし、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが依然として根強く残っている。

また、少子高齢化、情報化、国際化の進展など、社会経済情勢が急速に変化する中で、私たちの山梨を豊かで活力あるものとしていくためには、県民一人ひとりがお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが、緊要な課題となっている。

このような認識に立ち、私たち山梨県民は、ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

**第3条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担

等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

**第7条** 男女共同参画の推進に関する取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (県の責務)

**第8条** 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者、国及び市町村と連携し、及び協力して前項の施策を実施するものとする。

#### (県民の責務)

**第9条** 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

**第10条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### (基本計画)

**第11条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号の大綱に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する具体的な施策
- 三 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

**(県民及び事業者の関心と理解を深めるための措置)**

**第 12 条** 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画についての県民及び事業者の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

**(教育及び学習の促進)**

**第 13 条** 県は、学校、地域、家庭等における教育及び県民の学習の機会において、男女共同参画に関する教育及び学習の促進のために適切な措置を講ずるものとする。

**(男女共同参画推進月間)**

**第 14 条** 県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、6月とする。

3 県は、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる県民、事業者等の表彰その他の男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

**(苦情の処理及び相談への対応)**

**第 15 条** 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての県民又は事業者からの苦情の適切な処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対して、関係機関と協力して適切に対応するよう努めるものとする。

3 第 1 項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

**(県民等の活動に対する支援)**

**第 16 条** 県は、県民、事業者又は市町村が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(自営の農林業、商工業等における就業環境の整備の促進)**

**第 17 条** 県は、自営の農林業、商工業等において、男女が経営における役割を適正に評価されるとともに、男女が自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保するための就業環境の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(財政上の措置)**

**第 18 条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**(調査研究)**

**第 19 条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

2 知事は、必要があると認める場合は、県民及び事業者に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

**(男女共同参画の推進状況等の公表)**

**第 20 条** 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を取りまとめ、公表するものとする。

### 第3章 性別による権利侵害の禁止

第21条 何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 個人の生活の環境を害する性的な言動又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- 二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は過去において配偶者であった者に対する身体的苦痛又は著しい精神的苦痛を与える暴力的行為

### 第4章 山梨県男女共同参画審議会

（山梨県男女共同参画審議会）

第22条 基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議し、又は知事に建議を行うため、山梨県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。
- 4 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 9 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 10 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 11 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第23条 審議会に、部会を置き、第15条第3項に規定する事項の調査審議（答申を除く。）の一部を行わせることができる。

- 2 部会は、審議会の指名する委員3人をもって構成する。

### 第5章 雑則

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

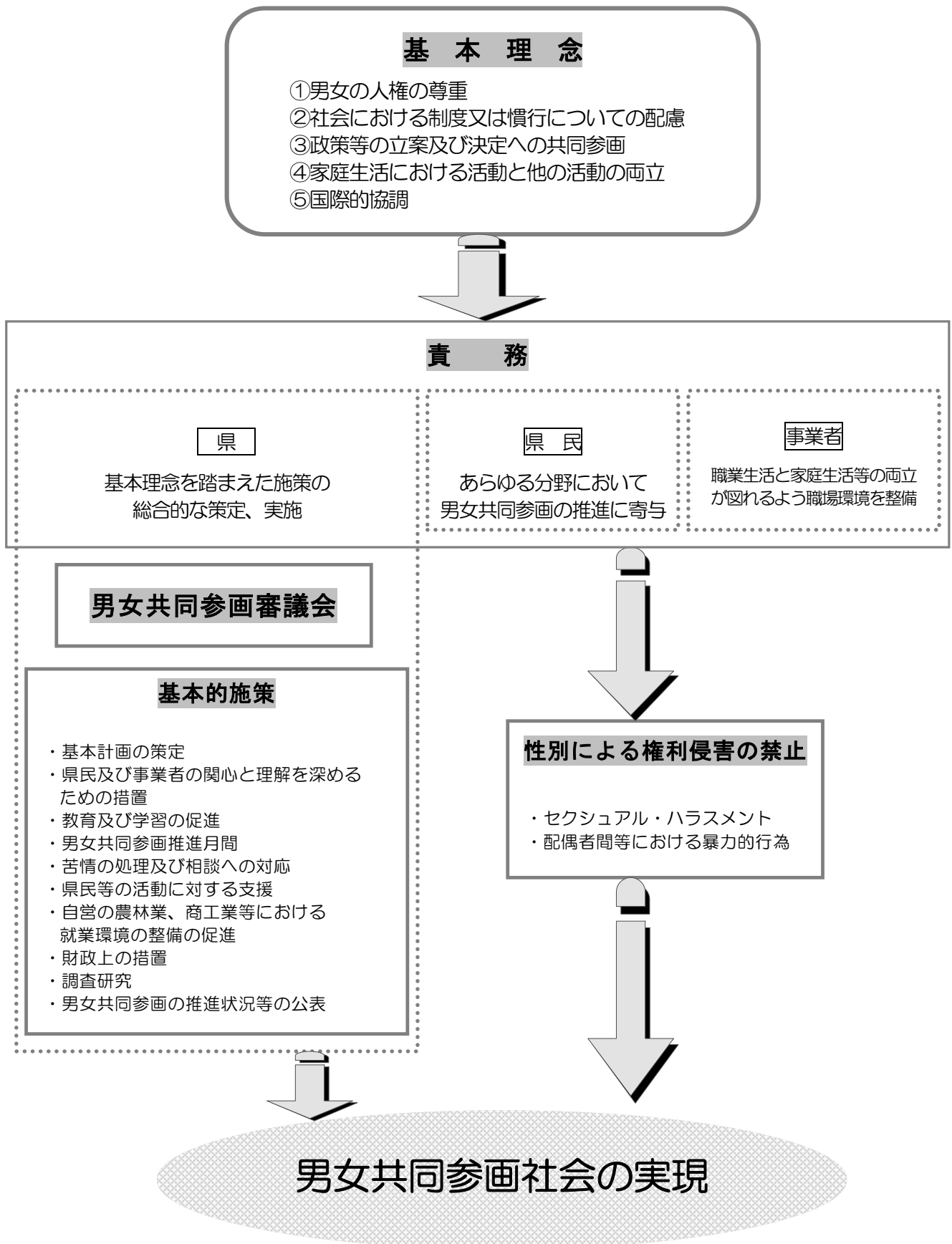
- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であつて、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により策定された基本計画とみなす。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年山梨県条例第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

# 男女共同参画推進条例のしくみ



## 第2次山梨県男女共同参画計画

策定年月 平成18年12月  
計画期間 平成19年度～23年度

### 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成

### 第2章 計画策定の背景

- 1 世界の動き
- 2 日本の動き
- 3 山梨県の取組
- 4 本県の男女を取り巻く社会環境の変化

### 第3章 計画の体系

### 第4章 計画内容

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきましたが、それにもかかわらず、今なお社会の制度や慣行、人々の意識や行動の中に、長い間に形づくられてきた女性に対する差別や性別による固定的な役割分担意識が残っています。このような意識は、次第に薄れつつあるものの、男女間の不平等を感じる人も多く、男女共同参画に対する認識を高めるためのなお一層の取組が必要とされています。

また、少子・高齢化の進展と人口減少社会への突入、情報化、国際化、家族形態の多様化など、社会経済情勢が急速に変化していく中で、県民一人ひとりが、豊かさと潤いを楽しむ社会を築いていくためには、職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野において、男女が、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に生かし、ともに責任を果たしていく「男女共同参画社会」の実現が求められています。

男女共同参画社会は、あらゆる分野での具体的な行動により実現します。行動を促進するためには、学校、地域、職場などにおいて、県民の意識を改革していく必要があります。

特に、人を性別で分け隔てしない男女平等意識は人格が形成される幼少期から意識づけることが大事です。

そのため、家庭や学校において男女共同参画に関する教育や学習を、広く行っていきます。

また、具体的な行動につなげるために、女性の能力開発を支援します。

## 重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと男女平等意識の醸成

### <現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解し、行動していくことが大切です。

「男女共同参画に関する県民意識・実態調査(H17)」(以下、本編において「県民意識・実態調査」という。)によると、県民の男女共同参画社会のイメージは「全ての人が尊重される社会」「公正な社会」「暮らしやすい社会」など肯定的な回答が多数でした。

一方、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに賛成する人が49.0%(全国45.2%)、反対する人が41.9%(全国48.9%)で、賛成が反対を上回り、また賛成する人の割合は、全国平均に比べ多いという結果でした。

このことから、県民は男女共同参画社会の実現が望ましいとしているものの、具体的な行動には至っていないことがうかがえます。また、社会における様々な慣行の中には、明らかに性別による区分を設

けていない場合でも、固定的な性別役割分担意識を反映し、社会における男女の活動の選択に影響を及ぼす慣行が、今なお残っているといます。

このようなことから、家庭・地域・職場等の身近にある性別による役割分担という固定観念にとらわれた社会慣行や表現を意識し、男女共同参画の視点に立って見直しをしていくことで、男女平等意識を県民一人ひとりが持てるようにしていくことが重要です。

#### <施策の方向>

##### (1) 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと男女平等意識の醸成

- ①家庭生活、職場や地域での、男女の生き方の選択や個性・能力を発揮する機会の中に、中立的でない影響を及ぼす慣行がないか見直し、それらをなくしていけるよう研修会や講座等を通して働きかけます。(男女共同参画課)
- ②条例に定めた「男女共同参画推進月間(6月)」においては、男女共同参画推進事業者等表彰、及び全県的な啓発事業を実施し、県民の意識を高めます。(男女共同参画課)
- ③県民が、男女共同参画社会の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点の定義についての正しい理解を深めることができるよう、様々な機会をとらえ、また、広報紙、新聞、インターネット等多様な媒体を活用し、わかりやすく意識啓発や情報提供を推進します。(男女共同参画課)

##### (2) 男女共同参画にかかる情報収集・提供等

- ①県民の男女共同参画に係る現状や意識等について調査し、その成果を啓発事業等に反映します。(男女共同参画課)
- ②男女共同参画に係わる施策の実施状況や統計資料等を取りまとめ、年次報告するとともに、インターネット等を活用して情報提供します。(男女共同参画課)

##### (3) メディアにおける男女共同参画の推進

- ①関係機関に対し、メディアにおける男女共同参画の視点に立った自主的な取組を促します。(男女共同参画課)
- ②青少年の健全な育成を図るため、関係機関、団体等の連携のもと、環境浄化運動や啓発活動を積極的に展開します。(青少年課)
- ③県の広報、出版物における表現が性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう職員への啓発を図るとともに、男女共同参画の視点に立った表現の普及を図ります。(男女共同参画課)

## 重点目標2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

#### <現状と課題>

男女共同参画社会を形成するために、学校や家庭、社会それぞれの場での教育や学習の果たす役割は極めて重要です。

県民意識・実態調査によると、学校生活においては男女平等であるとしている人が多いものの、その他の分野では「男性優遇である」と感じている人が多いという結果でした。

男女共同参画について幼少期から正しく理解し自然に行動するためには、発達状況に応じた教育の果たす役割が大きいことから、学校では人権の尊重を基本とする性別にとらわれない男女の平等、相互理解、協力についての教育を進めることが重要です。

また、社会においても、男女共同参画に関する学習機会を充実し、県民一人ひとりの意識の涵養を図っていくことが大切です。その際、これまで男女共同参画についての情報に触れることが少なかった男性や勤労者、若い世代等に向けた学習機会の充実を図っていくことが重要です。

また、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力をつけることや、いつでも、どこでも、女性がチャレンジしたいときにチャレンジできることが必要です。

#### <施策の方向>

##### (1) 学校教育における男女平等を推進する教育と学習の充実

- ①学校教育全体を通して、各教科科目の学習内容や学校運営が性別による固定的役割分担を前提として行われることがないよう、人権尊重と男女の平等、相互理解・協力についての教育の充実を図ります。(私学文書課、義務教育課、高校教育課)
- ②インターネット等を含むメディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いて自己発信する能力(メディア・リテラシー)を向上させるための教育や啓発を充実します。(高校教育課)
- ③大学や企業との連携により、女性若年層の科学技術への意識の高揚を図ります。(高校教育課)
- ④児童・生徒一人ひとりの個性や能力に応じ、性別にとらわれることなく、職業観・勤労観の醸成



を図り、主体的に進路が選択できるように小・中・高校段階から教育と学習を行います。(労政雇用課、義務教育課、高校教育課)

## (2) 社会教育等における男女共同参画の推進

- ①社会教育における男女共同参画についての学習機会や内容を充実します。(男女共同参画課、社会教育課)
- ②子育て中の親などを対象とした子育て支援講座や子育てに対する相談体制を充実し、男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進します。(社会教育課)

## (3) 生涯にわたる学習活動の支援

- ①すべての年代の男女が、個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくため、生涯にわたる学習活動を支援します。(生涯学習文化課、男女共同参画課)
- ②インターネットなど各種のメディアを活用し、広く県民に、男女平等を進めるための生涯学習に関する情報を提供します。(生涯学習文化課、男女共同参画課)
- ③大学等高等教育機関の持つ優れた人的・知的資源や学術研究成果等を活用し、学習機会の充実を図ります。(生涯学習文化課、私学文書課)

## (4) 女性のエンパワーメントのための学習支援及び女性のチャレンジ支援

- ①女性のエンパワーメントのための教育・学習活動を充実し、女性があらゆる分野で活躍できるよう支援します。(男女共同参画課)
- ②男女共同参画推進センター及び「女性の応援サイト」において、女性のチャレンジに必要な情報の提供、学習機会の提供等、女性の能力発揮に向け支援します。(男女共同参画課)

# 基本目標Ⅱ 男女共同参画による豊かな社会づくり

男女共同参画社会は、多様な価値観の下、男女を問わずあらゆる人々が個性を生かし、共に生きる、豊かで活力のある社会です。

男女共同参画社会を創っていくためには、男女が社会で対等な構成員として政策や方針の立案及び決定に参画する機会が確保されていることが必要です。

しかしながら、政策・方針決定過程に参画する女性の割合はまだ少なく、女性の参画が少ない分野も数多くあるのが現状です。このことから、今後、県は、率先して審議会等への女性の登用を推進していきます。さらに、市町村、事業所、各種団体等へも働きかけていくとともに女性の参画が推進されるための女性の能力開発を支援していきます。

また、農山村を含む全ての地域において、性別・年齢・国籍・障害の有無などに関わりなく、誰もが自分らしい生き方や活動を選択し、輝いて生きることができる社会が構築されるよう支援するとともに、支え合いの中で安心して生活できるよう制度や環境を整備します。

さらに、国際社会では、国連を中心に世界的な取組が進んでおり、女性の問題は国際的に共通の課題であるとの認識が深くなっています。

このため、男女共同参画社会形成においては、男女共同参画に関する国際社会での様々な取組と国際規範を取り入れ、国際社会とともに歩みます。

## 重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### <現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野の意思決定の場に男女が対等に参画することが重要です。

特に自治体においては、政策・決定が住民に与える影響が大きいことから、決定にあたり男女の多様な意見がバランスよく反映されることが必要です。

県の状況を見ると、人口の51.0%（総人口884,515人：女450,946人、男433,569人、H17国勢調査）を女性が占めているにもかかわらず、県の審議会委員のうち女性委員の割合（※）は35.1%（H18年9月1日現在）であり、市町村全体では18.2%（H18年4月1日現在）と、女性委員の割合が総じて少ないのが現状です。

また、管理的職業従事者における女性の割合は9.5%（H12年国勢調査）であり、全国平均の11.2%を下回っています。

県民意識・実態調査によると、女性の活躍を促進するための行政や企業のあり方として、「重要な方針の決定過程に参画できる知識や能力を持てるような女性人材を養成する」、「女性の採用や管理職への登用などに目標を設け、女性の進出を促す計画をつくる」、「行政の審議会・委員会の委員などに女性を積極的に任命する」ことが重要であるという回答が多くなっています。

このようなことから、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、まず、県として率先して取り組むとともに、市町村、企業、団体、地域等での取組を促進するよう働きかけていく必要があります。

※ 法律等で役職指定されるなど、選任が困難な場合は除く

#### <施策の方向>

##### (1)各種審議会委員等への女性の参画促進

- ①政策・方針の立案から決定までの過程において、男女の意見がバランスよく反映されるよう審議会等委員に女性を積極的に登用します。(行政改革推進課)
- ②市町村に対し、審議会委員等に女性を積極的に登用するよう助言するとともに、必要な情報提供を行います。(男女共同参画課、市町村課)
- ③市町村長、企業経営者等の男女共同参画についての意識改革を図ります。(男女共同参画課)

##### (2)女性職員の登用の推進

- ①女性職員の能力開発を計画的に進める中で、積極的に管理職への登用を図ります。(人事課)
- ②女性教員の管理職への登用に努めます。(義務教育課、高校教育課)
- ③市町村や事業所に対し、女性職員の登用を働きかけるとともに、必要な情報提供を行います。(男女共同参画課、市町村課)

##### (3)女性の人材育成等

- ①女性の審議会委員等への登用促進を図るため、政策・方針決定過程に参画できる人材を育成します。(男女共同参画課)
- ②様々な分野における、女性の人材情報の収集及び提供に努めます。(男女共同参画課)

## 重点目標2 地域社会への男女共同参画の促進

#### <現状と課題>

安全・安心で活力ある地域社会をつかっていくためには、男女が共に積極的に地域活動に参画することが必要です。特に近年、環境問題、災害時等の防災復興対策、地域おこし、まちづくり、観光振興などにも協力して取り組むことが求められています。

県民意識・実態調査によると、自治会等の地域活動への参加は男性が多い状況となっています。また、自治会長・区長における女性の割合はきわめて少数です。このことから、自治会への女性の参画を拡大し、地域の役職に女性が就任することが普通になるようにする必要があります。

また、価値観の多様化した現在、一人ひとりの生活や地域にあったボランティアやNPO活動が求められています。男性も女性も、従来の自治会活動とは違った分野や規模で、多様な活動を起こし、また参画することで、活力ある地域社会が実現されます。

今後は、これまで女性の参画が少なかった分野への女性の参画を広げていくとともに、男女ともライフスタイルを見直し、身近な地域活動に積極的に参画していくことが必要です。

#### <施策の方向>

##### (1)地域社会活動への男女共同参画の推進

- ①自治会等地域活動の運営等に女性が積極的に参画し、男女共同参画による住民の自主的な地域づくりができるよう、啓発活動に努めます。(男女共同参画課)
- ②男性の職場中心のライフスタイルを見直し、男女が共に地域活動や家庭生活に参画できるよう支援します。(男女共同参画課)
- ③ボランティアやNPO活動に男女が共に参画できるよう情報提供等を行い、自主的な活動への参画を図ります。(県民生活課)

##### (2)環境分野での男女共同参画の推進

○環境保全に関する実践活動への参画機会の拡大、情報提供の充実に努めます。(環境創造課)

##### (3)地域おこし、まちづくり、観光分野等における男女共同参画の推進

○地域おこし、まちづくり、観光などに女性が参画した事例などの情報収集、提供を通してそれらの分野への女性の参画を促進します。(男女共同参画課)

##### (4)男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興)体制の促進

- ①防災・復興に関する施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。(消防防災課)
- ②災害時の避難所等、防災・災害復興の様々な場面における支援体制への女性の参画を促進します。(消防防災課)

## 重点目標3 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境整備

### <現状と課題>

本県の65歳以上の高齢者は、平成17年国勢調査によると193,580人で高齢化率は21.9%と全国平均の20.1%(H17国勢調査)を上回るなど、全国より高齢化が早く進んでいます。中でも75歳以上の後期高齢者は総人口の10.9%を占め、このうち62.7%が女性です。

また、介護の負担は現実には女性の側に偏っており、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決していくことにつながることを考慮すると、これからの男女共同参画社会の実現のためには、高齢化社会に対応した、とりわけ高齢女性への取組が欠かせないといえます。

県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現が必要であり、高齢であっても障害があっても、地域社会で自立し社会参画できるよう、環境を整備することが大切です。

これらのことから、高齢期の男女や障害のある男女の社会参画を進めるとともに、介護の多くを女性が担っている現状から、介護への男性の参画の促進と、介護保険制度や介護休業制度など介護負担を社会全体で支える体制を充実するとともに、年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる社会づくりに取り組む必要があります。

### <施策の方向>

#### (1) 高齢者の社会活動の促進、学習機会の充実

- ① 高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、高齢者の自立を支援します。(長寿社会課、労政雇用課、職業能力開発課、スポーツ健康課)
- ② 男女共同参画の視点から高齢者の社会参加を促進するための学習の機会を充実します。(長寿社会課、社会教育課)

#### (2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実

- ① 介護が必要になっても高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、介護体制の充実を図ります。(長寿社会課)
- ② 高齢者やその家族等に対する介護予防の普及啓発、相談機能の充実を図ります。(長寿社会課)

#### (3) 障害者の自立した生活の支援

- ① 障害者が地域で暮らし、社会参加を促進できるよう支援します。(障害福祉課)
- ② 障害者の態様に応じた職業訓練を実施します。(職業能力開発課)

#### (4) 社会基盤の整備

- 高齢者、障害者が、安全で快適に生活できるよう、公共的施設等におけるバリアフリー化など、人にやさしいまちづくりを推進します。(障害福祉課)

## 重点目標4 農山村における男女共同参画の確立

### <現状と課題>

本県の農業就業人口は、農林業センサス(平成17年)によると40,883人で、毎年減少しています。一方65歳以上の高齢者の割合は年々高まり60.1%を占めています。こうした中、農業就業人口に占める女性の割合は53.2%と半数以上を占め、女性は農生産の担い手として重要な役割を果たしています。

農山村は、地域における活動が活発で伝統行事などの生活文化が継承されている反面、男女が性別による固定的な役割分担を強いられる場面が多くあります。

また、生産と生活が密接につながっていることから、労働時間や休日などが不明確になりがちであり、また、家庭が生産の場であることから、家族の絆が強い反面、個としての自由な選択よりも家族の中の役割が重視されがちです。

このため、女性が、果たしている役割に見合う評価をされ、対等なパートナーとして男性と共に経営及びこれに関連する活動に参画していくことができるよう、男女共同参画に関する情報の提供や啓発を行うとともに、農山村は他地域に比べ高齢化が進んでいることから、高齢者が健康で住みやすく豊かな生活を過ごすことができる環境づくりが大切です。

### <施策の方向>

#### (1) 女性が住みやすく活動しやすい農山村づくり

- ① 農林業に従事する女性が、生産と生活の両面で過重な負担を負うことなく、農林業や多様な社会活動ができるよう農山村の環境整備を推進します。(林業振興課、農村振興課)
- ② 女性の活動分野を拡大する観点から、農山村と都市との交流ネットワークの形成を促進します。(農村振興課、耕地課、観光振興課)

③農産物の加工販売など、農業に従事する女性グループの起業を支援します。(農業技術課)

## (2)農村地域の女性の地位向上に向けた意識改革の促進

①農業経営を担っている女性が、持てる能力を十分発揮し、役割が適正に評価されるよう家族経営協定の締結の推進に努めます。(農業技術課)

②農業に従事する女性の、生産技術・経営能力の向上と経営参画や多様な社会活動の促進に努めます。(農業技術課)

## (3)政策・方針決定過程への女性の参画の促進

○女性農業委員登用に向けた環境づくりを推進します。(農政総務課)

## (4)農山村の高齢者が安心して暮らせる条件の整備

①農山村の男女が高齢期を安心して迎えられる環境づくりを支援します。(農村振興課)

②高齢者が培った技術や経験を活かした実践活動の場づくりを支援します。(農業技術課)

# 重点目標 5 国際社会を視野に入れた男女共同参画の促進

## <現状と課題>

男女共同参画社会の推進に関する取組は、昭和50年(1975年)の国際婦人年世界会議の開催以降、女子差別撤廃条約の採択や平成7年(1995年)の第4回世界女性会議(北京会議)、平成17年(2005年)に開催された「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会)など国際社会における様々な取組と連動して取り組んでおり、山梨県男女共同参画推進条例においても、国際的協調を基本理念の一つに掲げています。

近年は、政治、経済、文化等のあらゆる分野でグローバル化が急速に進展しており、男女共同参画社会の実現に向け、これまで以上に国際社会の取組等を理解し、その成果や経験を十分に活用することが大切です。

本県においても、海外渡航者や外国人登録者数は毎年増加し、身近なところでも国際化が急速に進んでいます。こうした中、国際社会を視野に入れた男女共同参画を促進するためには、県民と外国人との交流活動が活発に行われることが必要です。

このため、男女共同参画に関する国際的な取組等を理解し、国際的な視野に立つてものごとを考え、異なる文化や価値観を認めることができる社会を実現する必要があります。

## <施策の方向>

### (1)国際社会における取組等の情報収集及び提供並びに施策への反映

①男女共同参画に関する国際社会における取組の動向、成果等の情報を収集し、県民への提供に努めます。(男女共同参画課)

②男女共同参画についての国際的な規範・基準等について、施策への反映に努めます。(男女共同参画課)

### (2)あらゆるレベルでの国際交流や協力の推進

①外国籍県民と地域住民とが共に多様性を認め合い、相互理解を深め、快適な日常生活を送れるよう多文化共生社会の形成に取り組みます。(国際交流課)

②青年海外協力隊や国際交流活動等への女性の参画促進に努めます。(青少年課、国際交流課、社会教育課)

## 基本目標Ⅲ 男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくり

男女が社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。

特に、少子高齢化、核家族化が進む現在、活力ある社会を維持していくためにも、仕事と家庭の両立を図り、男女が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することは、何にもまして大切です。

また、少子化に伴い、労働力不足が懸念される中、女性が差別されることなく、職業生活を送ることができるようにすることは重要です。

こうしたことから、均等な機会と待遇について環境の整備を企業等に働きかけていきます。

なお、就業形態に対するニーズが多様化する中で、その価値観やライフスタイルに応じた働き方を選択できるような環境の整備を図るとともに、キャリアアップ、再就職、起業等に必要な女性の職業能力開発等を支援します。

## 重点目標1 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

### <現状と課題>

就業は、人々の生活の経済的基盤を成すものであるとともに、働くことによって達成感が得られ自己実現につながるものであることから、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要なことです。

本県における女性の就業率は、平成14年の就業構造基本調査によると、50.0%であり、全国平均の47.9%をやや上回り、また、各年齢階層においても、全体的に全国を上回る状況となっています。

県民意識・実態調査によると、現に雇用されている人を対象に現在の職場の平等感を聞いたところ、男女とも「管理職の登用」については「男性が優遇されていると感じる」との回答が5割程度を占めています。女性は「給与・賃金の体系」、「成績や能力の評価」、「昇給」についても「男性が優遇されていると感じる」割合が高くなっています。

女性労働者が性別により差別されることなく、かつ母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにするという男女雇用機会均等法の基本理念の実現と、企業にとっても意欲と能力のある女性労働者を長期間確保するためにも、実質的な男女の雇用均等確保と待遇の確保がなされ、女性の能力が十分に発揮できる環境が整うことが重要です。このため、男女雇用機会均等法等の定着や、企業における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促進するための施策等積極的に展開していく必要があります。特に企業における男女共同参画の推進には、トップの意識によるところが非常に大きいことから、経営者等に向けた啓発を実施し、個々の企業が自主的・積極的に取り組むよう働きかけていくことが重要です。

### <施策の方向>

#### (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

- ①国や関係団体と連携し、男女雇用機会均等法の啓発や、情報提供を進めます。（労政雇用課）
- ②働く女性の雇用実態などを把握するため、事業主や就業者を対象とした調査を実施します。（労政雇用課）

#### (2) 女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進

- ①事業主に対し、女性が能力を発揮するための積極的取組を推進するよう働きかけます。（男女共同参画課、労政雇用課）
- ②首長や企業経営者等による意見交換会や討論会等を通じ、男女共同参画を働きかけます。（男女共同参画課）
- ③企業における男女共同参画に向けた自主的な取組を促進します。（男女共同参画課）
- ④雇用関係、労使関係の安定を図る労働相談や個別的労使紛争（個々の労働者と使用者との間の労働条件その他労働関係に関する紛争）の解決を促進するための「あっせん制度」を実施します。（労政雇用課、労働委員会）

#### (3) 妊娠中及び出産後も働きやすい職場環境づくりの促進

- 関係機関と連携を図りながら、労働基準法や男女雇用機会均等法の母性保護と母性健康管理について、周知・啓発を進めます。（労政雇用課）

## 重点目標2 多様な働き方への支援

### <現状と課題>

少子化の進展による労働力不足が懸念される現状においては、働きたい人が性別に関わりなく能力を発揮して職業生活が営めるようにすることが求められています。

特に、女性が就業して活躍するためには、個人の価値観やライフスタイルに応じて多様な働き方を選択できることが大切であり、どのような働き方を選ぶに当たっても個々人の職業能力の開発が必要です。

また、女性労働者については、キャリアアップ（職域拡大や職業能力の向上）のための情報提供、相談、能力開発研修を受けられる機会の充実が必要です。

さらに、家庭内や職場内に残る固定的性別役割分担意識をなくしていくことも大切です。

県民意識・実態調査において、就労していない人にこれから収入を得る仕事に就いて働きたいか質問したところ、30代、40代の主婦は就業意欲が高いが、一方で、働き始めることへの不安もまた大きいことがわかります。

このため、職業能力開発と併せて、再就職準備のためのセミナーやキャリアカウンセリングなど、きめ細かな支援により、再就職を促進することが必要です。

また、自営業の女性がいきいきと働き続けるためには、経営知識の不足を補うような相談窓口、育児・介護サービス支援などの就業・継続支援、家庭内に残る固定的性別役割分担意識を見直していくことが

重要です。

#### <施策の方向>

##### (1) 能力開発のための支援

- ①職業能力開発を希望する人のための相談体制や情報提供の充実を図ります。(職業能力開発課)
- ②在職労働者の職業能力の開発及び向上を図るための公共職業訓練を実施します。(職業能力開発課)

##### (2) 再就職に向けた女性の能力開発のための支援

- ①出産や子育て・介護等が一段落して就職を目指す女性等を対象に、キャリアアップや再就職を支援します。(男女共同参画課、労政雇用課)
- ②再就職を促進するための技術・知識の習得を目的とした職業訓練を実施します。(職業能力開発課)
- ③医師確保対策の一環として、女性医師のスムーズな職場復帰のために必要とされる方策について、関係機関と検討を進めます。(医務課)

##### (3) 多様な働き方への支援

- ①女性起業家及び起業をめざす女性を支援するため、講座等の開催、情報の提供、相談体制の充実を図ります。(男女共同参画課、商工総務課、商業振興金融課、工業振興課)
- ②多様な働き方を柔軟に選択することができるよう環境整備や制度についての普及・啓発を進めます。(労政雇用課)
- ③関係機関と連携を図りながら、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)及び指針について周知し、短時間労働者の雇用管理の改善を図ります。(労政雇用課)

##### (4) 商工業等の自営業に従事する女性への支援

- ①県制度融資の活用を進めるとともに、商工会等の女性部の活動を支援します。(商工総務課、商業振興金融課)
- ②商工業等の自営業に従事する女性が仕事を続けられるよう、家事などの分業について、固定的性別役割分担を見直すよう呼びかけます。(男女共同参画課)

### 重点目標3 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

#### <現状と課題>

少子・高齢化が進行する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できる社会を形成していくことは、最も重要な課題です。

県民意識・実態調査によると、女性が仕事と家庭または地域活動をどのように位置づけるかという質問に対し、女性についての望ましい係わり方としては「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」と考えている人が38.2%と最も多く、また、男性についての望ましい係わり方としては「家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまでも仕事を優先させる」人が50.0%と最も多いものの、「家庭生活または地域活動と同じように両立させる」と考えている人の割合も34.4%となっており、男女とも、仕事と家庭等との両立可能な働き方を望んでいます。

また、家庭生活と他の活動を両立していくためにはどのような環境整備が必要かという質問に対し、「保育所や学童保育の整備、保育時間の延長」(49.1%)、「育児・介護休業制度を利用しやすくする職場環境の整備」(39.9%)、「周囲の人が、仕事と家庭の両立の必要性を認識し、理解と協力を示すこと」(36.2%)、「家事を家族が協力しあって行うこと」(32.8%)などの要望が高くなっています。

男性も女性もともに家族としての責任を担いながら働き続けることができる職場環境の整備や、男性が従来の職場中心から家庭生活に積極的に参画できるような環境整備が求められています。

このため、育児・介護休業法など各種法制度の趣旨を浸透させ、男性を含めたすべての労働者が仕事と家庭を両立することができる環境づくりを推進していくことが必要です。

#### <施策の方向>

##### (1) 仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発の充実

- ①働きやすい職場環境づくりを進めるため、「男女雇用機会均等法」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)などの法令の周知徹底や企業に対して制度の定着に向けた啓発を行います。(労政雇用課)
- ②社会全体で子育てを応援していく社会の形成を図ります。(児童家庭課)
- ③事業主に対して、男女共同参画意識の普及啓発を推進します。(男女共同参画課)

##### (2) 仕事と育児・介護等両立のための制度の定着

- ①中小企業における育児・介護休業制度等の定着を図るための講習会の開催や個別相談を実施します。(労政雇用課)
- ②中小企業における育児・介護休業制度や、勤務時間短縮等の措置等の規定の整備により、すべての労働者が仕事と家庭を両立することができる職場環境を整えるための取り組みを促進します。(労政雇用課)

### (3) 育児・介護等を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

- ①育児・介護等を行う労働者が働き続けることができるよう、事業主に対して、労働条件の整備や働きやすい職場環境の整備を推進するよう啓発を行います。(労政雇用課)
- ②労働者が家族としての役割を果たすことができるよう、労働時間等の設定の改善等、企業における取り組みの促進を図ります。(労政雇用課)
- ③事業所内託児施設や育児休業取得に関する助成制度の普及啓発を図ります。(労政雇用課)
- ④小児救急医療体制の充実を図ります。(医務課)
- ⑤仕事と家庭の調和が図れるよう、働き方の見直しを進めるとともに、男性が家事、育児などの家庭生活に参画するための学習機会を充実します。(男女共同参画課)
- ⑥山梨県職員子育て支援プログラムを着実に推進します。(人事課)

### (4) 多様なライフスタイルに応じた保育サービスの整備

- ①市町村が行う特別保育事業の取り組みを支援します。(児童家庭課)
- ②子育て中の親の育児負担の軽減や孤立化が解消され、安心して子育てに取り組めるよう、地域で気軽に相談ができる拠点を整備します。(児童家庭課)
- ③看護職員の離職防止や再就業促進のため、病院内保育所の運営に対し支援します。(医務課)
- ④児童館や児童センター等を利用した放課後児童対策の充実に努めます。(児童家庭課)
- ⑤保護者や地域の要望を把握し、幼稚園の独自性を活かした特色ある子育て支援を充実します。(私学文書課)
- ⑥子育ての不安を軽減するため、相談窓口を設置したり、子育てに関する多様な情報をホームページやテレフォン等を通じて提供します。(児童家庭課、社会教育課)
- ⑦子どもを育てていく親が安心して子育てに取り組める環境をつくるため、子育て支援や様々な制度等を紹介します。(児童家庭課)
- ⑧地域での子育てグループづくりやネットワークづくりの支援に努めます。(社会教育課)

### (5) ひとり親家庭等に対する支援の推進

- ①ひとり親家庭の自立と子育てを支援するため、就業支援、相談等の充実に努めます。(児童家庭課)
- ②母子家庭の母等の職業的自立を支援するため、職業訓練を実施します。(職業能力開発課)

### (6) 家庭生活への男女の参画の促進(特に男性の参画促進)

- ①専門的な子育て相談に応じられる人材の育成を図ります。(社会教育課)
- ②父親の家庭教育における役割の重要性について啓発を図るとともに、父親の家庭教育への参加を促すため、家庭教育に関する講座等を開催します。(男女共同参画課、社会教育課)

## 基本目標Ⅳ 女性の人権と健康に配慮した社会づくり

男性も女性も、互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが互いの身体的特質を理解し、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提です。

特に、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。女性に対する暴力を根絶するために幅広い取組を行います。

また、男女の生涯を通じた健康を支援する中で、女性は妊娠や出産をする可能性もあることから、その身体的特性に応じた総合的な健康支援が必要です。

### 重点目標1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

#### <現状と課題>

暴力は、その対象者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。中でも、配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどの女性に対する暴力は、人権尊重の基本理念を踏みにじり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力は、男女の固定的な役割分担や、経済的な格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題です。

県民意識・実態調査によると、現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人に配偶者からの暴力の実態等について質問したところ、女性の30.7%に被害経験がありました。また、配偶者からの暴力により命の危険を感じたことがある女性が6.5%、配偶者からの暴力によりケガをして医師の治療を受けたことがある女性が3.9%いました。

さらに、「配偶者をたたいても、それがしつけや教育のためならばやむを得ないことである」と考える人の割合が13.8%あり、国の調査結果である4.4%を上回り、本県は暴力の認識が低い傾向がうかがえます。また、「交友関係や電話を細かく監視する」「何をいっても長期間無視し続ける」「避妊に協力しない」などの精神的暴力や性的暴力については、男女とも1割の人が「暴力に当たると思わない」と回答するなど、身体的暴力に関する認識に比べ低い結果となっています。

女性に対する暴力が根絶され、女性が一人の人間として尊重され、性差別や暴力を許さない社会の形成に向け、広報啓発活動の一層の推進、加害者の暴力に対しての厳正な対応の強化、被害女性への支援体制などを整備する必要があります。

## <施策の方向>

### (1) 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ①女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成のため、啓発活動を行います。(男女共同参画課)
- ②厳正かつ適正な対処を推進します。(警察本部)
- ③安全・安心なまちづくりを推進し、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境をつくりまします。(県民生活課、警察本部)
- ④人権教育、男女平等教育の充実に努めます。(県民生活課、義務教育課、高校教育課)

### (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ①関係機関や民間団体等との連携により、被害者の発見、保護、自立支援を適切に行います。(県民生活課、男女共同参画課、児童家庭課、医務課、警察本部)
- ②配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者の人権に配慮した相談対応を行います。(男女共同参画課、児童家庭課)
- ③被害者の立場に立った厳正かつ適切な措置を講じます。(警察本部)
- ④職務関係者に対する研修を行います。(男女共同参画課、児童家庭課、警察本部)

### (3) 性犯罪被害者への支援と潜在化の防止

- ①性犯罪に対する取締の強化と防止に向けた啓発を行います。(警察本部)
- ②被害者が相談しやすい窓口として開設した「性暴力110番」について周知を図ります。(警察本部)
- ③性犯罪捜査員を育成するとともに、捜査能力の向上とカウンセリング技術の向上を図ります。(警察本部)

### (4) 売買春への対策の推進

- ①売買春に対する取締の強化と青少年非行防止活動等啓発を行います。(警察本部)
- ②児童買春事犯等の取締を徹底するとともに、被害児童の適切な立ち直り支援に努めます。(警察本部)
- ③要保護女子の転落未然防止、一時保護、自立更生指導を行います。(児童家庭課)

### (5) 人身取引への対策の推進

- ①関係機関の連携に基づく被害者の保護及び援助を行います。(児童家庭課)
- ②トラフィッキング事犯(人身取引)の取締を推進します。(警察本部)

### (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ①企業におけるセクシュアル・ハラスメント防止について周知・啓発を行います。(労政雇用課)
- ②県の職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進します。(人事課)
- ③学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進します。(義務教育課、高校教育課、私学文書課)

### (7) ストーカー行為等への対策の推進

- ①ストーカー規制法に基づき、ストーカー行為に厳正に対処します。(警察本部)
- ②ストーカー被害者の相談受理・対応体制を充実強化します。(警察本部)

## 重点目標2 生涯を通じた女性の健康支援

### <現状と課題>

男女とも生涯を通じていきいきと楽しく暮らしていくためには、心身ともに健康を維持することが大切です。また、互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをも



って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

男女の健康づくりを総合的に支援する中で、特に、妊娠や出産の可能性のある女性は、ライフサイクルを通じて、男性と異なる健康上の問題に直面することを男女ともに留意する必要があります。このため、女性がいつでも気軽に健康に関して相談できる体制や、安心して出産できるための保健・医療環境、性差に配慮した医療環境を整えていくことが必要です。

また、性と生殖に関しては発達段階に応じて男女とも正確な知識を持ち、自ら健康管理することが大切です。性と生殖の健康・権利の概念等に配慮しつつ、学習機会や情報の提供、相談体制の充実を図ることなどにより、社会全体で個人の健康づくりの取組を支援していくことが必要です。

#### <施策の方向>

##### (1)生涯を通じた女性の健康の保持増進

- ①健康教育、健康相談等を推進するとともに、乳ガン、子宮ガンをはじめとする女性特有の病気についての知識の普及啓発を図ります。(健康増進課)
- ②女性の生涯にわたるスポーツ活動を推進します。(スポーツ健康課)
- ③県立中央病院の女性専門外来において、性差に配慮した医療を推進します。(医務課)

##### (2)妊娠・出産期における女性の健康支援

- ①不妊治療に関する情報の提供や悩みなどの相談に応じ、不安等の解消に努めるとともに、不妊治療への取組を支援します。(健康増進課)
- ②妊娠、出産の安全性や利便性を確保しうる周産期医療提供体制を構築します。(医務課)

##### (3)生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会の提供

- ①性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の概念等に配慮しつつ、女性の生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会を提供します。(男女共同参画課、健康増進課)
- ②保健学習の中で、学習指導要領に基づき児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施します。(スポーツ健康課)

##### (4)エイズ、性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒等に関する適切な教育及び啓発活動の充実

- ①HIV/エイズ、性感染症についての正しい知識の普及啓発を行います。(健康増進課、スポーツ健康課)
- ②薬物乱用防止のための広報・啓発活動及び薬物事犯の取締を行います。(衛生薬務課、警察本部)
- ③喫煙・飲酒の健康被害に関する正確な情報を提供します。(健康増進課)

## 基本目標V 男女共同参画社会形成に向けた計画的推進

男女共同参画社会形成のためには広範かつ多岐にわたる取組が必要です。これらの取組を整合性をもって、総合的に推進するためには、体制の充実と、あらゆる分野への広がりが必要です。

また、男女共同参画推進センターは、男女共同参画推進の拠点施設として、男女がともに自主的な活動に参加できるよう、情報・研修・相談・交流等の各種事業の充実に努めるとともに、より多くの人が男女共同参画に関心を持つよう、時代にあった事業を推進していくことが必要です。

今後、県の推進体制を充実するとともに、市町村及び各種団体との連携を強め、全県的な気運を醸成して、各分野での取組を促進します。

## 重点目標1 庁内の推進体制の充実

#### <現状と課題>

男女共同参画社会の形成に向けての施策は広範多岐に渡ることから、全庁的な推進体制である男女共同参画推進本部を設け、県の男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に進めてきました。

今後、本計画に盛り込まれた、県の各部署にまたがる新たな施策等を着実かつ効率的に進めていくためには、男女共同参画推進本部をなお一層充実させるとともに、本計画の進行管理を行っていく必要があります。

また、山梨県男女共同参画審議会の意見や提言を施策に反映する必要があります。

男女共同参画社会づくりの活動拠点である男女共同参画推進センターは、学習、交流、情報提供、相談、調査・研究等の場として、また、県内の女性団体をはじめとする各種団体やグループの自主的活動の場としても幅広く利用され、男女共同参画の普及啓発や課題解決のために重要な役割を果たしています。今後も、新たな県民ニーズを的確にとらえ、効率的・効果的な活用に努めていくことが必要です。

さらに、男女共同参画社会の形成のためには、すべての県民が男女共同参画について正しく理解し、行動することが大切です。

## <施策の方向>

### (1) 県の推進体制

○県が率先して男女共同参画に関する施策に取り組むため、全庁的な組織である男女共同参画推進本部において、諸施策を着実に推進します。(男女共同参画課)

### (2) 計画の進捗状況の公表

○本県の男女共同参画の推進状況や本計画の進捗状況を把握、評価し、毎年公表します。(男女共同参画課)

### (3) 男女共同参画推進センターの機能の充実

①男女共同参画社会の実現を目指す推進拠点として、県男女共同参画推進センターの学習・交流に関する各種事業を充実します。(男女共同参画課)

②女性を取り巻く問題解決のための女性総合相談、配偶者からの暴力相談、女性のチャレンジ相談などの相談窓口としての機能を充実します。(男女共同参画課)

### (4) 相談・苦情処理制度の周知

○県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての県民又は事業者からの相談・苦情処理制度を構築し、啓発します。(男女共同参画課)

### (5) 職員研修の充実

○男女共同参画の視点を踏まえた諸施策を推進するため、県職員を対象とした研修を充実します。(人事課、男女共同参画課)

## 重点目標2 市町村及び各種団体との連携

## <現状と課題>

男女共同参画社会の実現にとって、地域特性を踏まえ、男女共同参画社会づくりを進めることは重要であることから、住民に最も身近な行政を担う市町村は大きな役割を果たすことになります。

このため、県は、市町村長や市町村職員を対象とした研修・会議を実施するほか、男女共同参画に関する情報提供の充実などを図ってきました。今後も、県と市町村は、より一層連携を強化することが必要です。

また、男女共同参画社会の形成に向けては、行政による各種施策の計画的推進とともに女性団体をはじめとする各種団体やグループなどとの連携や県民一人ひとりの自主的な行動が大切です。このため、従来においても、県下各地域で開催している男女共同参画に関わる研修会等では、関係団体等の参画を得て、それぞれの地域における身近な事例や課題を討議する取組が行われてきました。男女共同参画社会実現のためには、より多くの県民の参画を得て取り組むことが重要であることから、適切な情報提供や意見交換などを行うとともに、それぞれの自主性を重んじつつ、協働しながら推進していくことが必要です。

さらに、男女共同参画の考え方を県民をはじめ各界各層に周知し、県民運動としてそれぞれが主体的・積極的に推進していくことが大切です。

## <施策の方向>

### (1) 県民運動の展開

○市町村、関係機関、関係団体等が連携して男女共同参画を県民運動として推進、展開します。(男女共同参画課)

### (2) 市町村との連携

○男女共同参画に関する取組・事例紹介などの情報提供や広報・啓発について市町村との連携強化を図るとともに、市町村の推進体制や市町村男女共同参画センターなどへの支援を行います。(男女共同参画課)

### (3) 関係機関、関係団体等との連携

①関係機関・団体等と連携し、地域、職場、学校、家庭などあらゆる分野において、県民一人ひとりの取組を促進します。(男女共同参画課)

②女性団体、NPO法人、企業等に対して情報提供や情報交換等を行い、積極的な取組を促進します。(男女共同参画課)

# 山梨県男女共同参画推進本部設置要綱

## (設 置)

第1条 男女共同参画社会づくりに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、山梨県男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (本部の構成)

第2条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員で構成する。

2 本部長には知事を、本部長代理には副知事を、副本部長には県民室長を、本部員には別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (本部会議)

第3条 本部会議は、次の事項を協議する。

- (1) 男女共同参画の推進に係わる基本的かつ総合的な計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に係わる施策の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

2 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

## (幹事会)

第4条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、次の事項を所掌する。

- (1) 本部会議に付議する事項の整理及び本部会議から指示された事項の調査・検討に関すること。
- (2) 男女共同参画推進員として各部局間の関連施策の調整・推進に関すること。

3 幹事会に幹事長を置き、理事（少子化対策・男女共同参画）をもって充てる。

4 幹事会は幹事長が招集し、掌理する。

## (部 会)

第5条 本部に次の部会を置く。

2 部会は、別表3に掲げる職にある者をもって構成し、次の事項を所掌する。

幹事会に付議する事項及び幹事会から指示された事項の調査・検討に関すること。

3 部会に部会長を置き、男女共同参画課長をもって充てる。

4 部会は部会長が招集し、掌理する。

## (庶 務)

第6条 本部の庶務は、企画部県民室男女共同参画課において行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が別に定める。

附則 この要綱は、平成10年4月22日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年7月12日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月19日から施行する。

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表1 (本部の構成)

本部長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	県民室長
本部員 16名	公営企業管理者、教育長、警察本部長、知事補佐官、知事政策局長、企画部長、総務部長、福祉保健部長、森林環境部長、商工労働部長、観光部長、農政部長、県土整備部長、会計管理者、林務長、産業立地室長

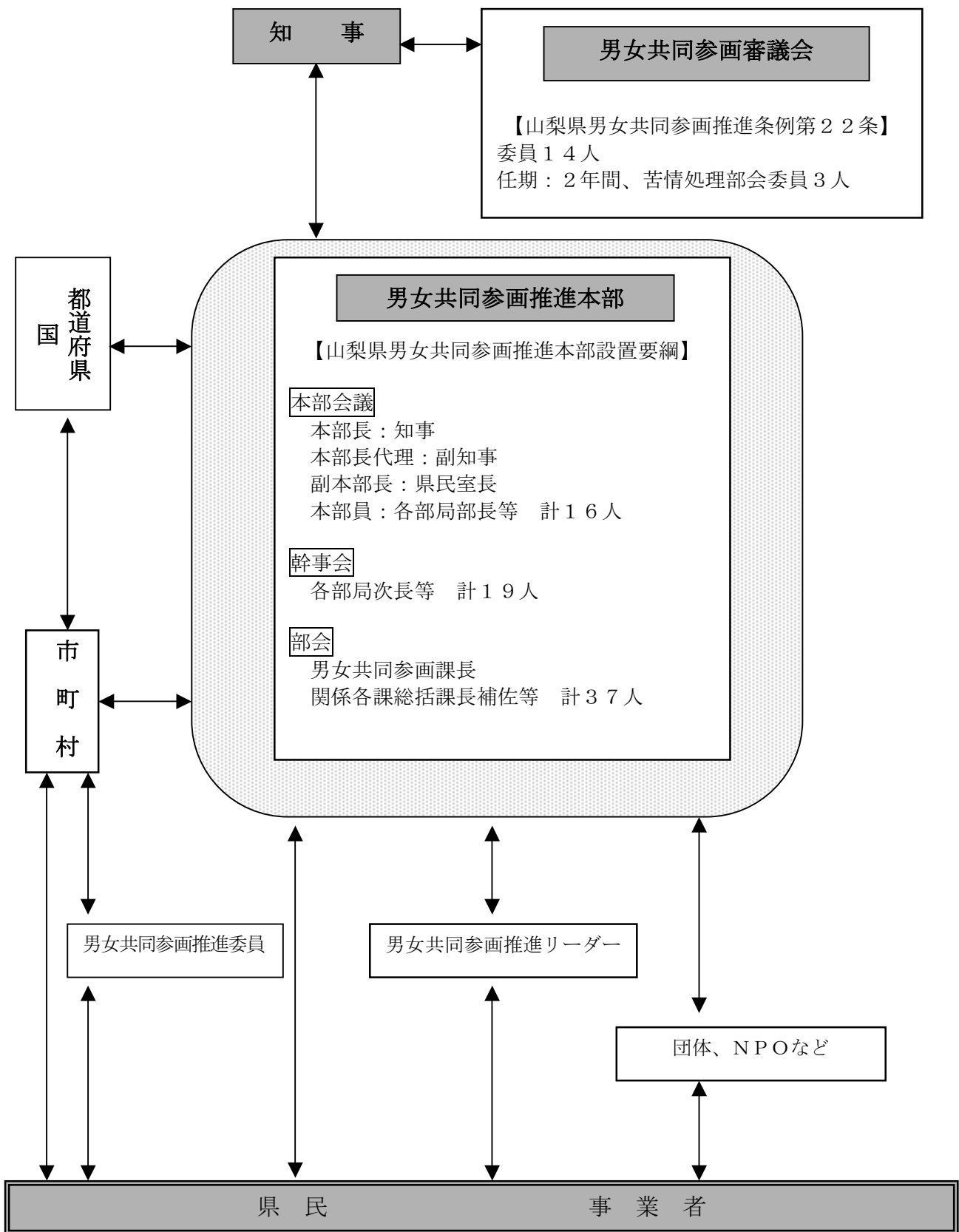
別表2 (幹事会の構成) 19名

<p>1 理事(少子化対策・男女共同参画)</p> <p>2 知事政策局次長、企画部次長、県民室次長、総務部次長、福祉保健部次長、森林環境部次長、商工労働部次長、産業立地室次長、観光部次長、農政部次長、県土整備部次長、出納局次長、企業局総務課長、教育次長、警察本部警務部参事官、議会事務局次長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局次長</p> <p>※次長が複数置かれている部の次長にあつては、当該部の部長が指定する者とする。</p>
--

別表3 (部会の構成) 37名

<p>1 男女共同参画課長</p> <p>2 広聴広報課、企画課、行政改革推進課、県民生活課、生涯学習文化課、青少年課、人事課、私学文書課、市町村課、消防防災課、福祉保健総務課、長寿社会課、国保援護課、児童家庭課、障害福祉課、医務課、健康増進課、森林環境総務課、環境創造課、林業振興課、商工総務課、労政雇用課、職業能力開発課、観光企画課、国際交流課、農政総務課、農業技術課、県土整備部総務課、住宅課、企業局総務課、教育委員会総務課、義務教育課、高校教育課、社会教育課、スポーツ健康課、警務部警務課企画室の総括課長補佐、課長補佐等の職にある者のうち1名</p> <p>なお、課長補佐が複数置かれている課の課長補佐にあつては、当該課の課長が指定する者とする。</p>
---

# 山梨県男女共同参画推進体制



#### 4 行政担当窓口、相談窓口等（特に記載がない場合は、年末年始を除く）

##### ■平成20年度市町村男女共同参画行政担当窓口

市町村名	担当部署・係		住 所		電話番号
甲 府 市	男女共同参画課	男女共同参画係	〒400-0857	甲府市幸町15-6	055-237-5209
富 士 吉 田 市	市民活動推進課	男女共同参画推進室	〒403-8601	富士吉田市下吉田1842	0555-22-1111(代)
都 留 市	政策形成課	企画担当	〒402-8501	都留市上谷1-1-1	0554-43-1111(代)
山 梨 市	総合政策課	政策推進担当	〒405-8501	山梨市小原西843	0553-22-1111(代)
大 月 市	市民生活課地域協働推進室	地域支援担当	〒401-8601	大月市大月2-6-20	0554-22-2111(代)
韮 崎 市	企画財政課	企画推進担当	〒407-8501	韮崎市水神1-3-1	0551-22-1111(代)
南アルプス市	市民生活課	市民参画担当	〒400-0395	南アルプス市小笠原376	055-282-6493
北 杜 市	地域創造課	男女共同参画推進担当	〒408-0188	北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1323
甲 斐 市	企画課	企画担当	〒400-0192	甲斐市篠原2610	055-2786-1662
笛 吹 市	市民活動支援課	市民活動支援担当	〒406-8510	笛吹市石和町市部777	055-262-4111(代)
上 野 原 市	総務課	行政防災担当	〒409-0192	上野原市上野原3832	0554-62-3117
甲 州 市	市民生活課	市民参画・協働担当	〒404-8501	甲州市上於曾1040	0553-32-5068
中 央 市	政策秘書課	企画政策担当	〒409-3892	中央市臼井阿原301-1	055-274-8512
市川三郷町	企画課	企画政策係	〒409-3601	市川三郷町市川大門1790-3	055-272-1103
増 穂 町	町民生活課	生活推進担当	〒400-0592	増穂町天神中条1134	0556-22-7209
鰍 沢 町	総務課	企画情報係	〒400-0695	鰍沢町1599-5	0556-22-2151
早 川 町	総務課	庶務担当	〒409-2732	早川町高住758	0556-45-2511(代)
身 延 町	政策室	企画政策担当	〒409-3392	身延町切石350	0556-42-4801
南 部 町	総務課	広報、交通防災担当	〒409-2192	南部町富士28505-2	0556-66-3401
昭 和 町	企画財政課	企画情報係	〒409-3880	昭和町押越542-2	055-275-8154
道 志 村	総務課	総務係	〒402-0209	道志村6181-1	0554-52-2111(代)
西 桂 町	総務課	—	〒403-0022	西桂町小沼1501-1	0555-25-2121(代)
忍 野 村	総務課	総務担当	〒401-0592	忍野村忍草1514	0555-84-7791
山 中 湖 村	総務課	女性政策係	〒401-0595	山中湖村山中237-1	0555-62-1111(代)
鳴 沢 村	総務課	総務係	〒401-0398	鳴沢村1575	0555-85-2311(代)
富士河口湖町	生涯学習課	男女共生・国際係	〒401-0301	富士河口湖町船津1700	0555-72-6053
小 菅 村	教育委員会	—	〒409-0211	小菅村4698	0428-87-0111(代)
丹 波 山 村	教育委員会	—	〒409-0305	丹波山村890	0428-88-0211(代)

##### ■女性に関する相談

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
女性に関する相談全般	山梨県女性相談所	〒400-0005 甲府市北新1-2-12 福祉プラザ2F	055-254-8635	電話・面接相談 平日 9:00~17:00
	山梨県男女共同参画推進センター ぴゅあ総合	〒400-0862 甲府市朝気1-2-2	055-237-7830	電話相談 9:00~17:00 面接相談 9:00~16:00 ※休館日(第2、4月曜日)を除く毎日
	甲府市女性総合相談室	〒400-0032 甲府市幸町15-6 南庁舎1号館4階	055-223-1255	平日 13:00~19:00 土・日・祝 9:00~16:00
	富士吉田市社会福祉事務所	〒403-8601 富士吉田市下吉田1900-1 市社会福祉協議会内	0555-24-2940	月・水・金 9:00~16:00

※上記以外にも市役所、町村役場に相談に応じる窓口がありますので、各市町村にお問い合わせください。

## ■男女共同参画の推進に関する相談

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受付時間等
男女共同参画の推進に関する相談	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ総合	〒400-0862 甲府市朝気1-2-2	055-237-7830	休館日(第2、4月曜日)を除く毎日 9:00~17:00
	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ峡南	〒409-2305 南部町内船9353-2	0556-4-4777	
	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ富士	〒402-0052 都留市中央3-9-3	0554-45-1666	

※上記以外にも市役所、町村役場に相談に応じる窓口がありますので、各市町村にお問い合わせください。

## ■女性の健康・不妊に関する相談

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受付時間等
女性の健康に関する相談	女性健康相談センター「ルピナス」 (※H21.6~移転予定)	〒400-8501 (〒400-0035) 甲府市丸の内1-8-5 (甲府市飯田1-1-20)	055-223-1496 専用電話 055-223-2210	電話相談 毎週木(祝日、年末年始を除く) 15:00~19:00 面接相談 第1・第3木曜(要予約)
不妊に関する相談・情報提供	不妊相談センター「ルピナス」 (※H21.6~移転予定)	〒400-8501 (〒400-0035) 甲府市丸の内1-8-5 (甲府市飯田1-1-20)	055-223-1496 専用電話 055-223-2210	電話相談 毎週水(祝日、年末年始を除く) 15:00~19:00 面接相談 第2・第3・第4水曜(要予約)

## ■配偶者等からの暴力(DV)・セクハラ等に関する相談

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受付時間等
配偶者等からの暴力に関する相談	配偶者暴力相談支援センター (女性相談所)	〒400-0005 甲府市北新1-2-12 福祉プラザ2階	055-254-8635	電話・面接相談 平日 9:00~17:00
	配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画推進センターびゅあ総合)	〒400-0862 甲府市朝気1-2-2	055-237-7830	電話相談 9:00~17:00 面接相談 9:00~16:00 ※休館日(第2、4月曜日)を除く毎日
	女性の人権ホットライン (甲府地方務局人権擁護課)	〒400-8520 甲府市北口1-2-19	0570-070-810	電話相談 平日 8:30~17:15 面接相談 平日 8:30~17:15
心の電話相談室 (ストレスダイヤル)	精神保健福祉センター	〒400-0005 甲府市北新1-2-12	055-254-8700	平日 9:00~16:00 平日夜間 16:30~21:15 休日祝祭日 11:00~19:30
職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談	山梨労働局雇用均等室	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2859	平日 8:30~17:15
性犯罪110番	山梨県警察	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-224-5110 FAXも同じ番号	平日 8:30~17:30 FAX 24時間受付
犯罪被害者電話相談	山梨県犯罪被害者等相談窓口 (山梨県県民生活課内)	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-4180	平日 8:30~17:30
	(社)被害者支援センターやまなし	〒400-0031 甲府市丸の内2-32-11	055-228-8622	平日 10:00~16:00
人権に関わる相談	甲府地方務局人権擁護課	〒400-8520 甲府市北口1-2-19	055-252-7239	平日 8:30~17:15
	甲府地方務局諏訪支局	〒400-0601 南巨摩郡諏訪町字大法師2543-4	0556-22-0148	
	甲府地方務局大月支局	〒401-0012 大月市御太刀2-8-10	0554-22-0799	
子どもの人権に関する相談	子どもの人権110番	〒400-8520 甲府市北口1-2-19	0120-007-110	
訴訟支援に関する相談	甲府公証役場	〒400-0024 甲府市北口1-1-8	055-252-7752	
	大月公証役場	〒401-0011 大月市駒橋1-2-27	0554-23-1452	

## ■県・市福祉事務所

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
	中北保健福祉事務所	〒400-8543 甲府市太田町9-1	055-237-1381	平日 8:30-17:00
	中北保健福祉事務所峡北支所	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	0551-23-3074	
	峡東保健福祉事務所	〒405-0003 山梨市下井尻126-1	0553-20-2750	
	峡南保健福祉事務所	〒400-0601 南巨摩郡鵜沢町771-2	0556-22-8145	
	富士・東部保健福祉事務所	〒403-0005 富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9032	
	甲府市福祉事務所	〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1	055-237-1161	
	富士吉田市福祉事務所	〒403-8601 富士吉田市下吉田1842	0555-24-5294	
	都留市福祉事務所	〒402-0051 都留市下谷2516-1	0554-46-5112	
	山梨市福祉事務所	〒405-8501 山梨市小原西843	0553-22-1111	
	大月市福祉事務所	〒401-8601 大月市大月2-6-20	0554-22-2111	
	韮崎市福祉事務所	〒407-8501 韮崎市水神1-3-1	0551-22-1111	
	南アルプス市福祉事務所	〒400-0395 南アルプス市小笠原376	055-282-1111	
	北杜市福祉事務所	〒408-0188 北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1331	
	甲斐市福祉事務所	〒400-0193 甲斐市島上条1248	055-277-3114	
	笛吹市福祉事務所	〒406-0031 笛吹市石和町市部800	055-262-1271	
	上野原市福祉事務所	〒409-0192 上野原市上野原3832	0554-62-3111	
	甲州市福祉事務所	〒404-8501 甲州市塩山上於曾1040	0553-32-5067	
	中央市福祉事務所	〒409-3893 中央市成島2266	055-274-8544	

## ■自立支援等に関する相談

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
就労に関すること	<b>職業安定所(ハローワーク)</b> 甲府公共職業安定所 ※【マザーズサロン併設】 富士吉田公共職業安定所 〃 (大月出張所) 〃 (都留出張所) 塩山公共職業安定所 韮崎公共職業安定所 鵜沢公共職業安定所	〒400-0851 甲府市住吉1-17-5 〒403-0014 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3 〒401-0013 大月市大月3-2-17 〒402-0051 都留市下谷3-7-31 〒404-0042 甲州市塩山上於曾1777-1 〒407-0015 韮崎市若宮1-10-41 〒400-0601 南巨摩郡鵜沢町1215	055-232-6060 0555-23-8609 0554-22-8609 0554-43-5141 0553-33-8609 0551-22-1331 0556-22-8689	平日 9:30-18:00
	<b>やまなし・しごと・プラザ</b> (※H21.6～移転予定)	〒400-8501 (〒400-0035) 甲府市丸の内1-8-5 (甲府市飯田1-1-20)	055-233-4510	平日 9:30-18:00
再就職準備支援、育児、介護、家事情報	<b>(財)21世紀職業財団山梨事務所</b>	〒400-0031 甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル2F	055-236-5271	
県営住宅入居に関すること	<b>山梨県住宅供給公社</b>	〒400-0031 甲府市丸の内2-14-13 ダイヤビル1F	055-237-1647	
母子家庭の母の就業・自立に関する相談	<b>母子家庭等就業・自立支援センター</b>	〒400-0025 甲府市朝日4-5-21	055-252-7014	
雇用対策に関すること	<b>山梨労働局職業安定部</b>	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2857	平日 8:30-17:15
男女の雇用機会均等、育児・介護休業、パート労働に関すること	<b>山梨労働局雇用均等室</b>	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2859	
総合労働相談に関すること	<b>山梨労働局企画室</b>	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2851	
労働条件、安全衛生、賃金、労災補償に関すること	<b>山梨労働局労働基準部</b>	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2853	
内職・法律相談	<b>県民生活センター</b> (※H21.6～移転予定)	〒400-8501 (〒400-0035) 甲府市丸の内1-8-5 (甲府市飯田1-1-20)	055-223-1366	平日 8:30-17:00
法律に関する相談	<b>法テラス山梨</b> (日本司法支援センター山梨地方事務所)	〒400-0032 甲府市中央1-12-37 IRIXビル1F、2F	050-3383-5411	平日 9:00~17:00

## ■男女共同参画に関する苦情処理

相談内容	名 称	住 所	電話番号	受 付 時 間 等
男女共同参画に関する県の施策について	<b>山梨県男女共同参画課</b>	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1358	平日 8:30-17:30

◆やまなし女性の応援サイト

<http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/index.php>

◆やまなし子育てネット

<http://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/index.jsp>